

資料 I - 1

第 2 期
すこやかあきた
夢っ子プラン (仮称)
素案

平成 27 年 3 月

第 1 部

総 論

I 次期計画の概要

1 計画の趣旨

本県では、次代の社会を担う子どもたちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間にわたり秋田県次世代育成支援行動計画(前期・後期)により様々な取組を進めてきました。

その間、平成 18 年には、県の子ども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の責務を定めた「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定したほか、平成 22 年度には少子化対策本部を設置するなど総合的な政策を推進してきました。

このような状況の中で、平成 24 年には税と社会保障の一体改革の一環として、全ての子どもとその保護者を支援する子ども・子育て支援 3 法が成立し、平成 27 年度に子ども・子育て支援新制度が本格施行されることとなりました。

本県としても、子ども・子育て支援新制度の本格施行を踏まえ、秋田県次世代育成支援行動計画(後期計画)を見直し、子ども・子育て支援を更に強化する「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン(仮称)」を策定しました。

2 計画の性格

- この計画は、子ども・子育て支援法第 62 条に基づき、秋田県が策定した子ども・子育て支援事業支援計画です。
- この計画は、次世代育成支援対策推進法第 9 条に基づき、秋田県が策定した地域行動計画です。
- この計画は、秋田県子ども・子育て支援条例第 8 条に基づき、知事が定める子ども・子育て支援に関する基本計画です。

3 計画の期間

- この計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間に計画期間として策定しました。

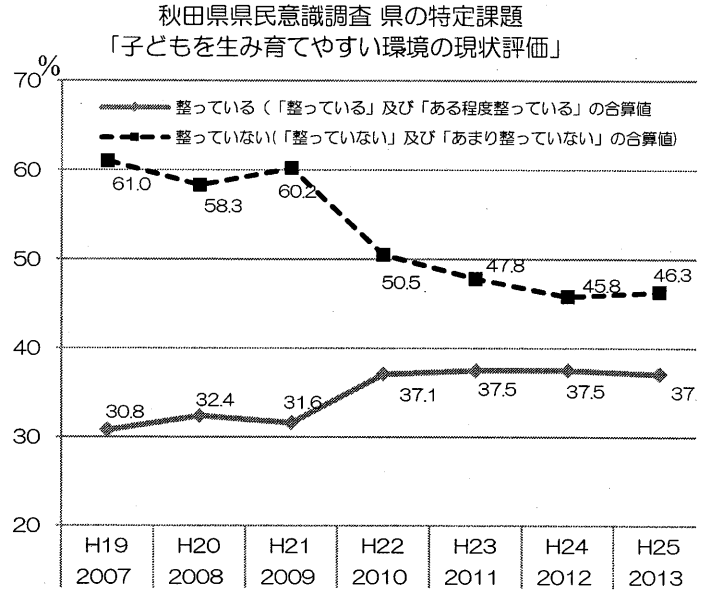
4 すこやかあきた夢っ子プランを振り返って

次世代育成支援のための各種施策を重点的に展開するため平成21年度に制定した、秋田県次世代育成支援行動計画(後期計画)「すこやかあきた夢っ子プラン」では2つの政策に7つの基本施策を掲げ取組を進めてきました。

計画の推進において、県民の意識を把握するため指標として掲げた『「家庭や地域、職場において、子どもを生き育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合』の傾向は、整っていないとの回答が平成22年度以降減少傾向にあります。整っているとの回答は横ばいであり、県民の意識においても、子育て環境の整備についてはまだ十分ではないとの結果が現れています。

県としても、これらの県民の声を受けとめ、子ども・子育て支援新制度の施行や人口減社会の対応を踏まえ、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進します。

なお、施策の進捗を図るために掲げた指標の主な状況は、次のとおりです。



すこやかあきた夢っ子プラン (後期計画)の主な目標指標		単位	H21 基準値	H24	H25	H26 目標値	
地域子育て支援センター・つどいの広場設置市町村数(旧市町村単位)		市町村	57	59	59	64	
子育て家庭優待サービス協賛店舗数(累計)		店	1,093	1,665	1,813	2,050	
子育てサポーター養成人数(累計)		人	1,117	1,354	1,398	1,300	
従業員数100人以下の事業所等における一般事業主行動計画策定件数		件	224	487	570	270	
男性の育児休暇取得率		%	1.6	1.7	3.1	7.0	
特別保育事業実施率(累計)		%	100	100	100	100	
放課後児童クラブの設置率(累計)		%	64.0	71.6	75.7	80.0	
合計特殊出生率			1.29	1.37	1.35	1.38	
3歳児健康診査受診率		%	95.7	96.7	97.2	97.3	
母子家庭の母の就業率		%	83.1	84.8	84.9	85.0	
参 考	出生数：秋田県		人	7,013	6,543	6,177	6,100
	合計特殊 出生率	秋田県		1.29	1.37	1.35	1.38
		全国		1.37	1.41	1.43	-
	女性人口(秋田県における20-39歳,住民基本台帳年齢別人口)		人	107,377	99,982	98,311	-

それぞれの指標は、目標の達成に向け概ね順調に推移し、平成24年度には福祉医療費(マル福)の対象を拡大し経済的支援の充実を図りましたが、出生数は平成19年以降毎年減少を続けているほか、合計特殊出生率は全国平均を下回っています。

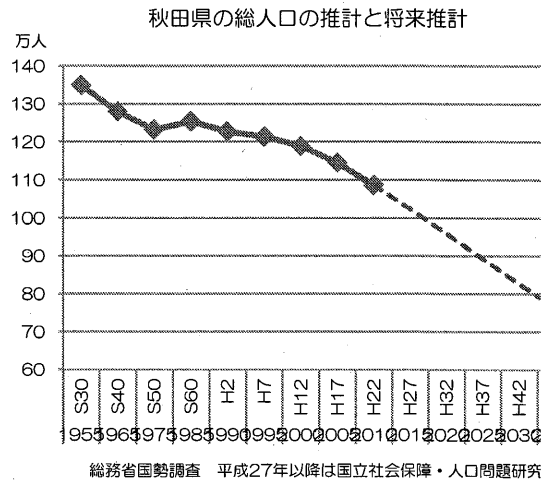
Ⅱ 子どもを取り巻く現状

1 少子化の動向

(1) 総人口と将来推計

全国的な少子化の流れの中で、秋田県でも急速に人口が減少しており、昭和31年に過去最高の135万人となった秋田県の人口は、平成25年には105万人を下回りました。

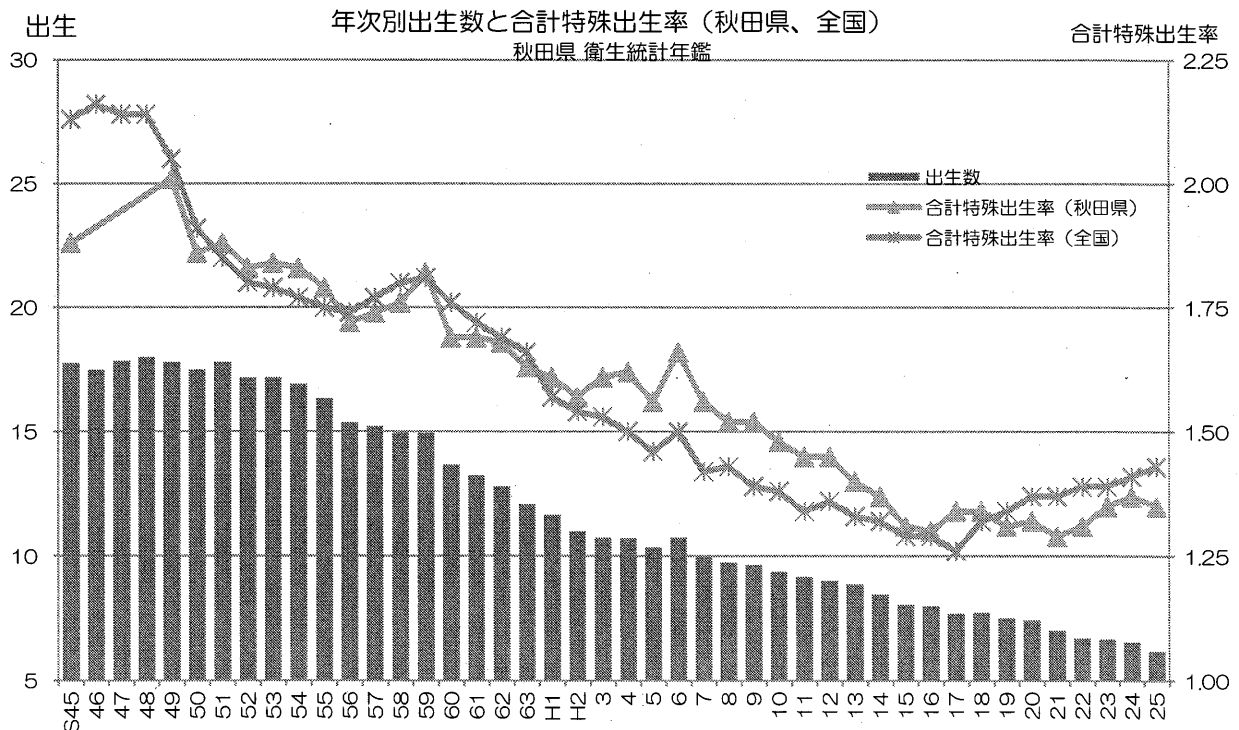
平成17年以降、毎年の人口減少数が1万人を超えているほか、平成18年には人口減少率が1%を超えるなど全国最大のペースで人口減少が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の推計では平成52年には70万人を下回るまでに減少すると予測しています。



(2) 出生数・合計特殊出生率

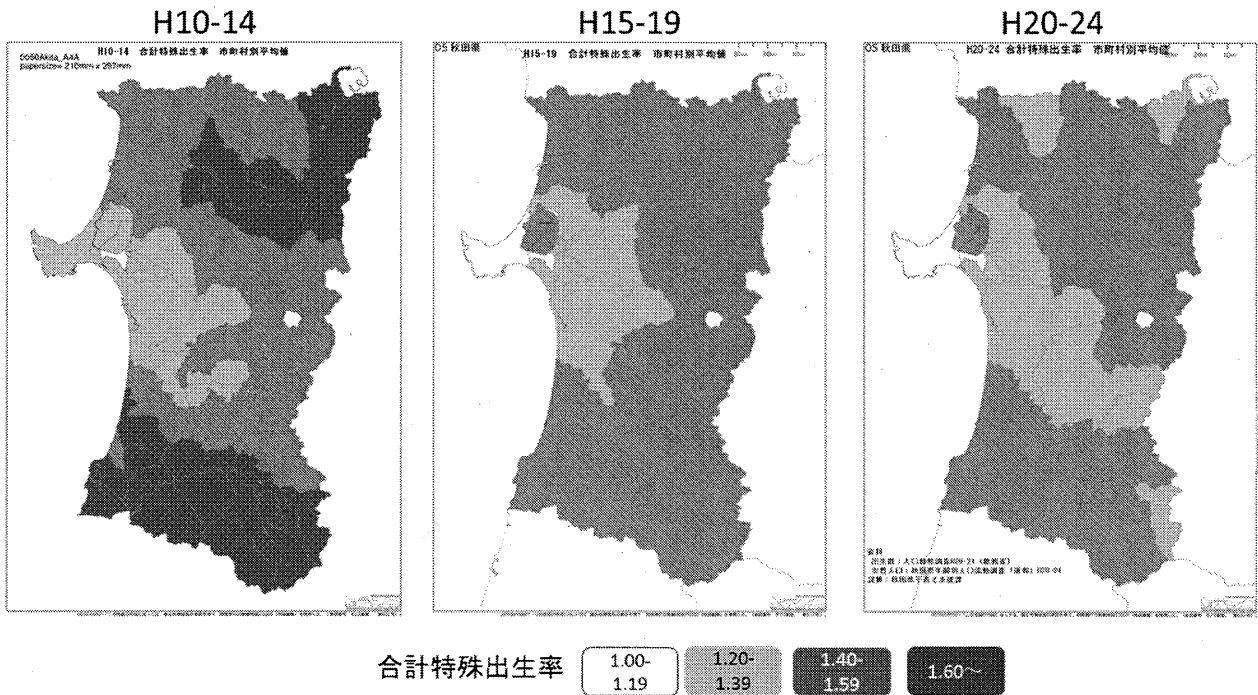
秋田県の出生数は長期にわたり低下し続けており、過去20年で前年を超えた年は、平成6、18年の2年のみです。平成25年の出生数は20年前の6割まで減少しています。

秋田県の合計特殊出生率は平成19年以降全国平均を下回っているなど低位で推移しており、平成25年は1.35となっています。



また、地域別の出生率は、鹿角市をはじめとする県北部、由利本荘市や横手市など県南部では出生率が1.4～1.5と全国平均を上回る市町村が多い一方、秋田市や男鹿南秋地域では1.1～1.2と低い傾向にあります。

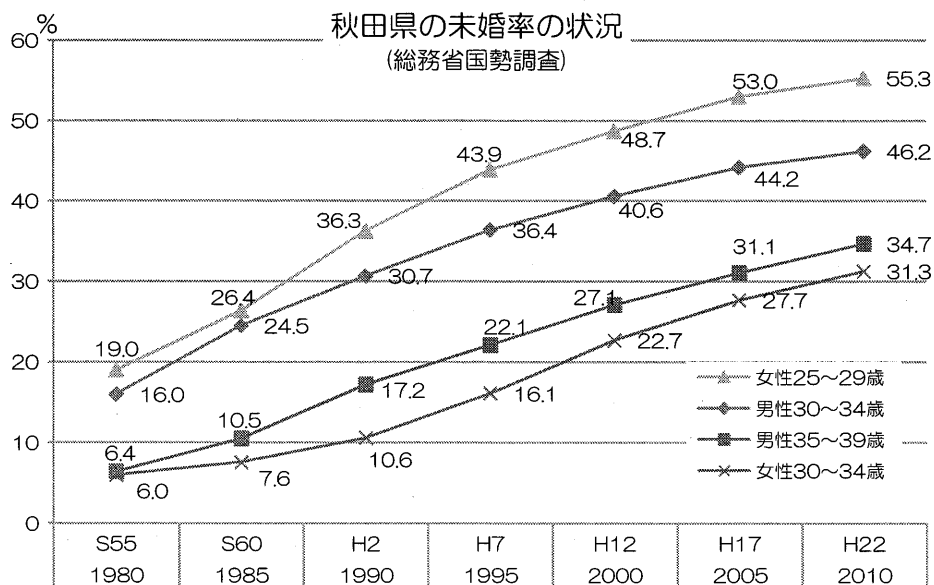
合計特殊出生率の市町村別動向
厚生労働省 人口動態 保健所・市区町村別統計



(3) 未婚率の上昇

秋田県の未婚率は男女ともに未婚率が上昇傾向にあります。

平成22年度では35歳～39歳の男性が未婚である割合は34.7%、30～34歳の女性が31.3%となっています。



(4) 理想の子どもの数と現実の子ども数

子どもの保護者からのアンケート結果では、理想とする子どもの数は「3人」との答えが最多で50%を超えますが、実際にもうけようとする子どもの数は「2人」との答えが最多です。

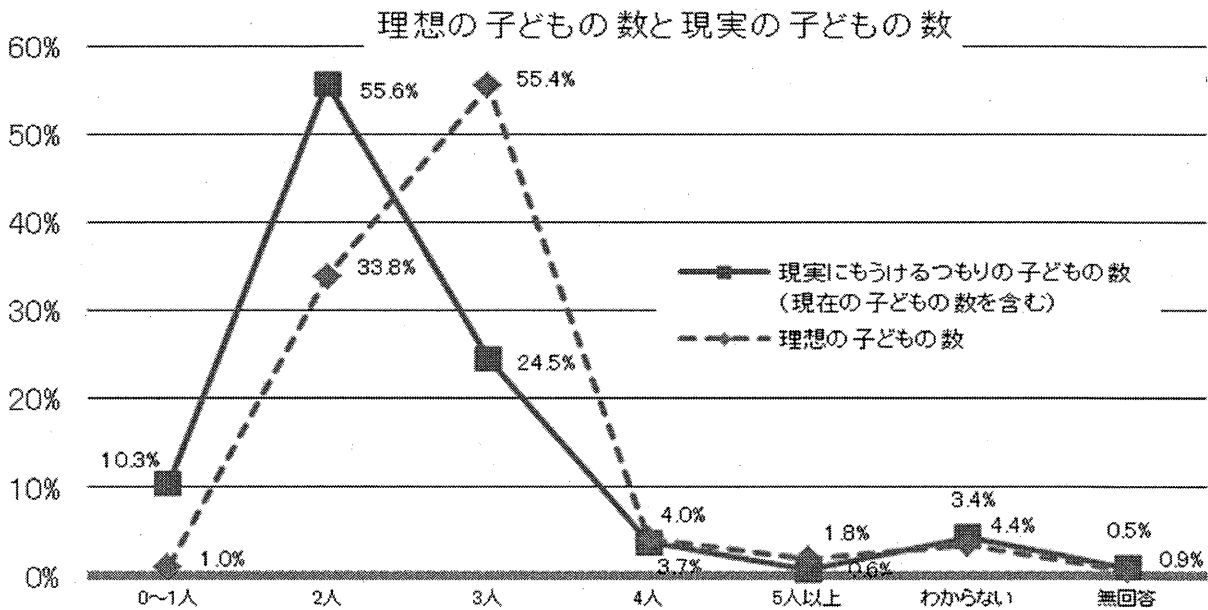
こうしたギャップが生じる理由としては、子どもを育てるのにお金がかかることの回答が最も多く、特に20歳代の回答率は76%ですが、年齢が高くなるにつれその割合は低下し、40歳代では61%になっています。

2番目の理由は「年齢的な理由で不安が大きい」で、40歳代のは44%は高齢の出産・子育てに不安を感じています。

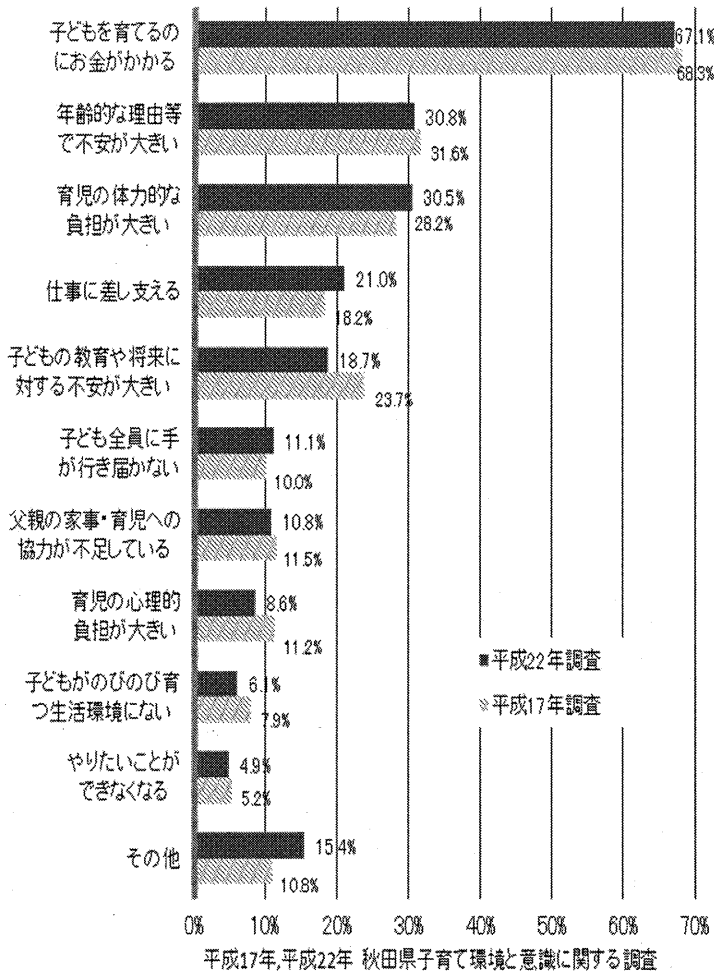
3番目の理由は「育児の体力的な負担が大きい」で、20歳代の20%に対して40歳代は34%と年齢の上昇とともに負担感が高まっています。

4番目の理由は「仕事に差し支える」で、20~30歳代の回答率は2割台半ばですが、40歳代は17%と低下しており、仕事上の立場の変化や子どもの成長度合いが影響していると推測されます。

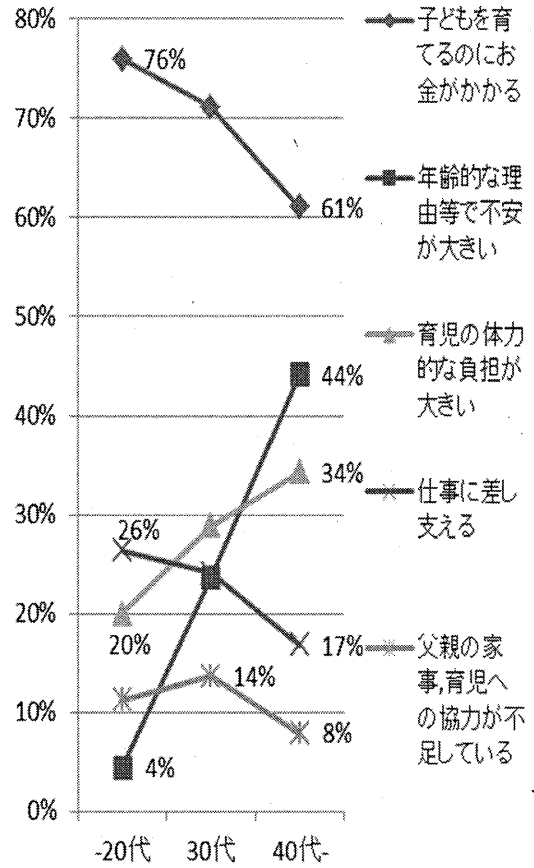
なお「父親の家事・育児への協力が不足している」ことを理由とする回答は30歳代で14%と最も多く、40歳代では8%まで低下しています。



現実の子ども数が理想の子ども数よりも少ない理由(複数回答)



保護者の年齢別現実の子ども数が理想の子ども数より少ない理由



2 子育てをめぐる状況

(1) 子育てに関する悩みや不安

子育て中の母親に子育てに関する悩みや不安について聞いたところ、「かなりある」「少しある」と回答した方は85.3%と平成17年の85.5%と同程度となっています。

上位5位までの傾向としては「出産費用、養育費、教育費などにお金がかかる」が最も多くなっているほか、2位、4位、5位に子どもの育ちにかかる悩みや不安が見られます。

※選択肢の傾向

第1位) 出産費用、養育費、教育費などにお金がかかる

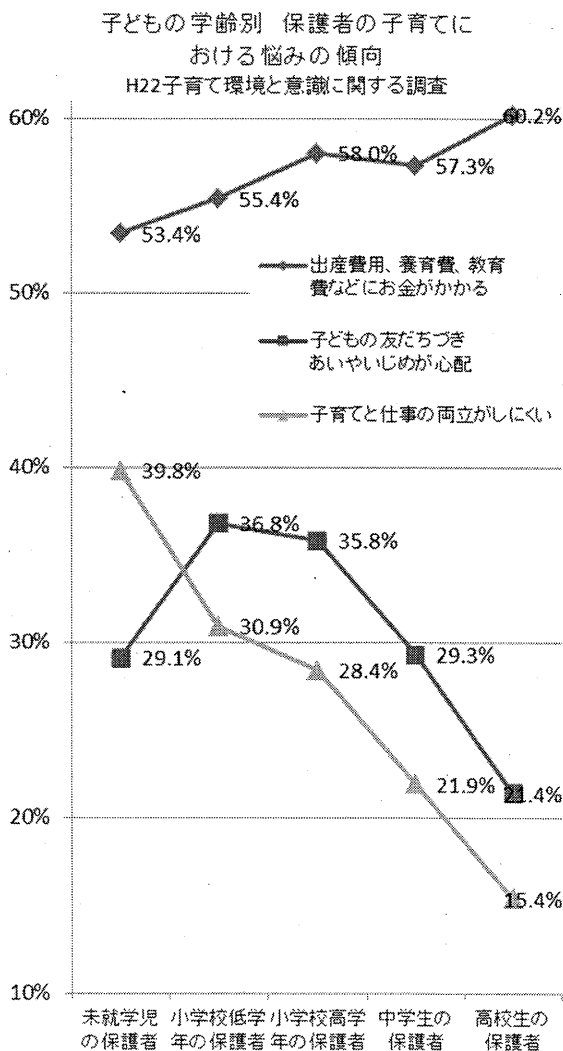
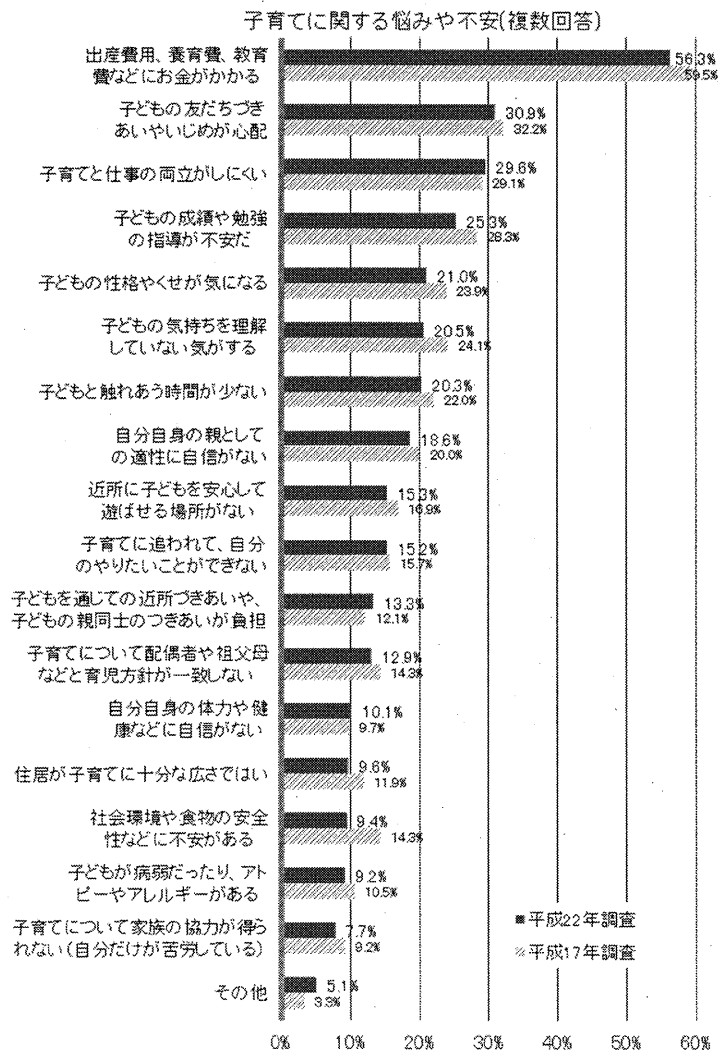
回答率が最も高い層は高校生の保護者で60%、最も低い層は未就学児の保護者で53%です。

第2位) 子どもの友達つきあいやいじめが心配

回答率が最も高い層は小学校低学年の保護者で37%、最も低い層は高校生の保護者で21%です。

第3位) 子育てと仕事の両立がしにくい

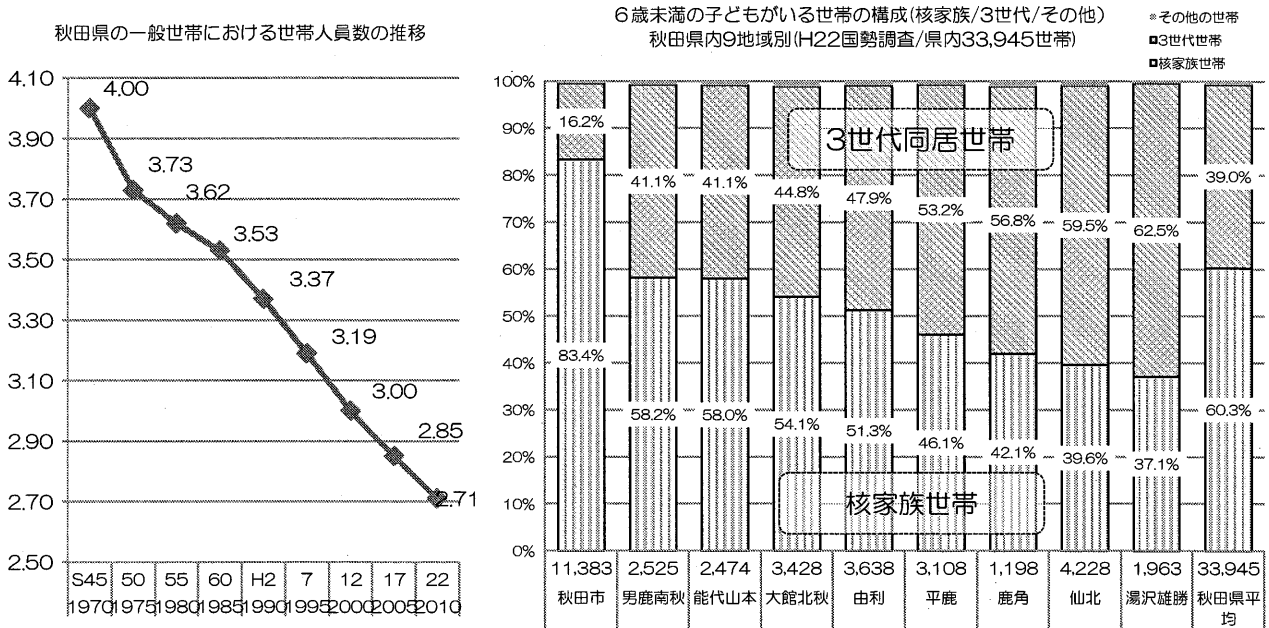
回答率が最も高い層は未就学児の保護者で40%、最も低い層は高校生の保護者で15%です。



(2) 核家族化の進行

本県でも核家族化が進行しており、家族の人数が減少しています。世帯人員の減少は家庭で協力できる人数の減少となり、子育ての負担感が大きくなっている一つと考えられます。

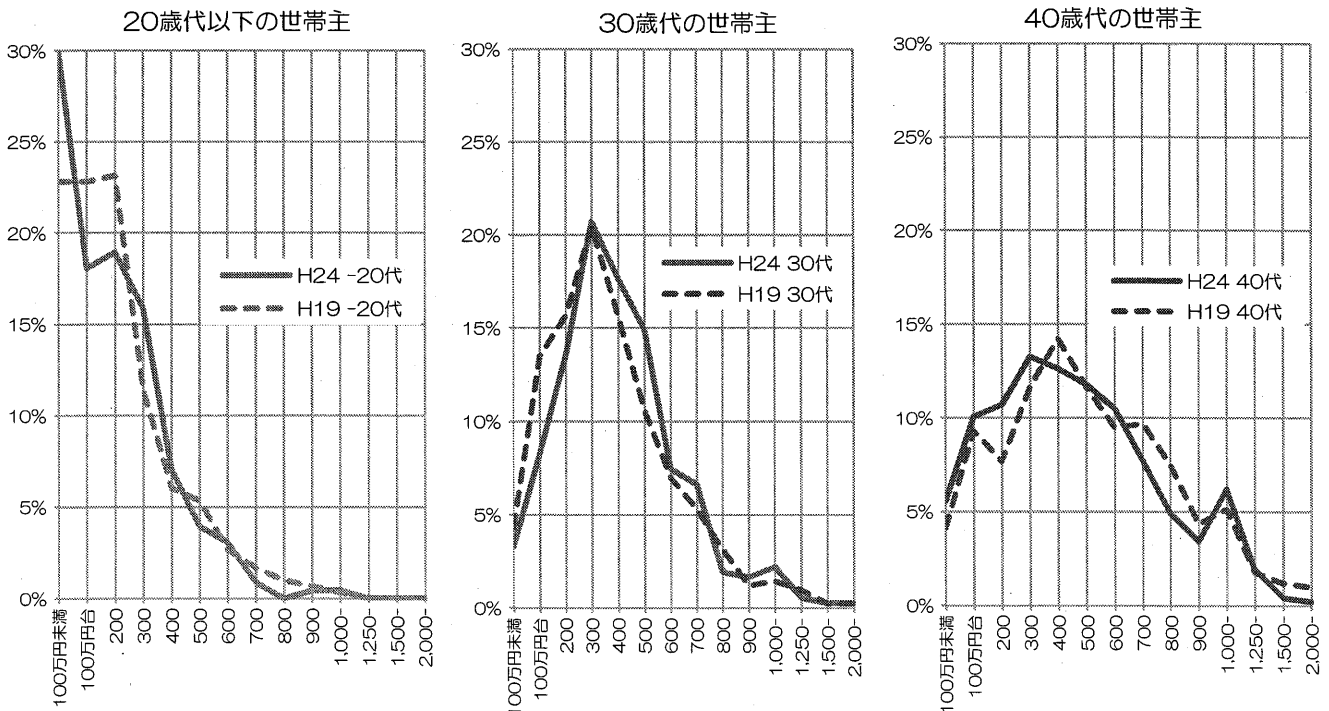
全県平均では6歳未満の子供を持つ家庭の6割が核家族ですが、地域別では、秋田市で核家族が8割以上と多数を占める一方、男鹿南秋、由利、能代山本、大館北秋の核家族は5割台、鹿角や県南地域の核家族は5割未満で3世代同居が多いなど、地域によってバラツキがあります。



(3) 子育て家庭の経済状況

H19とH24で子育てを主に担う50歳未満の世帯の経済状況を見ると、世帯主が30歳未満や40歳代の世帯は、高所得階層が縮小し、低所得階層が増加しています。一方、30歳代は階層ピークが300万円台であることは変わりませんが、低所得階層が縮小し、高所得階層が増加しています。

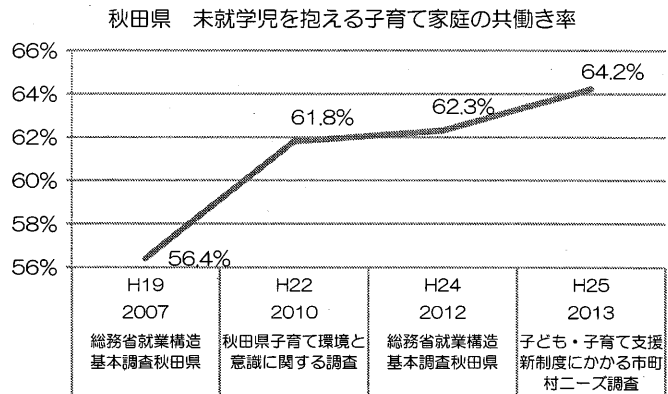
秋田県における世帯主の年代毎の世帯所得の傾向(H19,24 総務省就業構造基本調査)



(4) 共働き家庭の増加

子育て家庭の共働きは全国的に増加しており、本県でも同様の傾向を示しています。

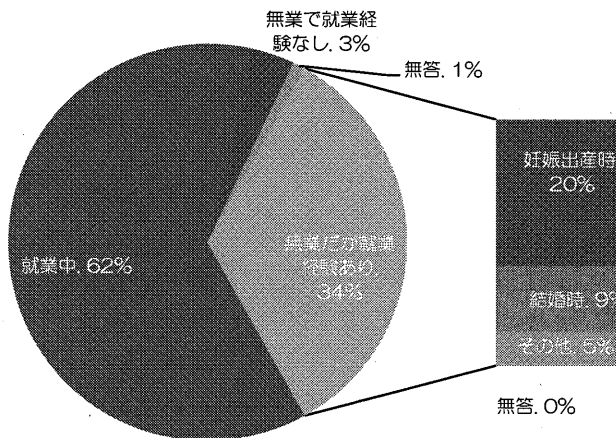
なお、本県の女性の就業率は全国平均を大きく上回っています。



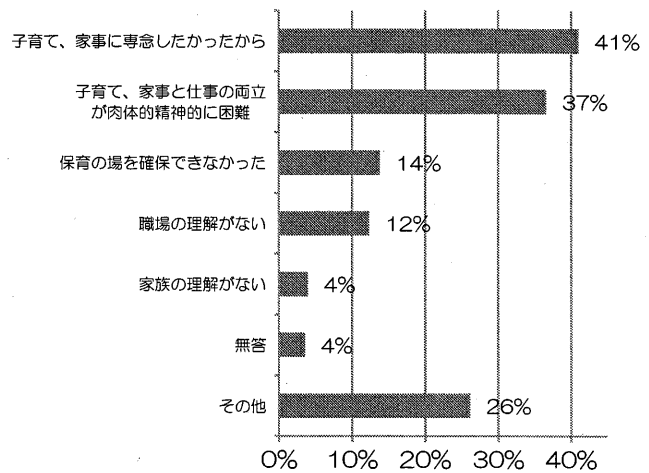
(5) 出産を契機とする退職と再就職

出産を機に仕事を辞めた方は 2 割程度おり、出産に伴う女性の就労継続も依然として厳しい状況にあります。理由は子育て家事に専念したい方が 4 割、子育てや家事と仕事の両立は、肉体的精神的に困難という意見も 4 割近くあります。

母親の就業状況と仕事を辞めた時期
(未就学児の母 H22子育て環境と意識に関する調査)

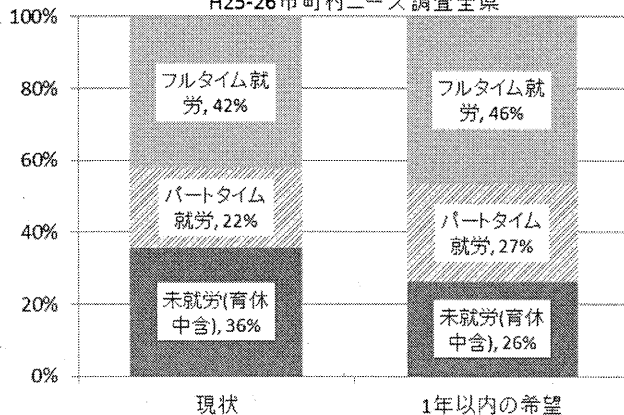


過去に就労経験のある無業の母親が仕事を辞めた理由
(未就学児の母 H22子育て環境と意識に関する調査)

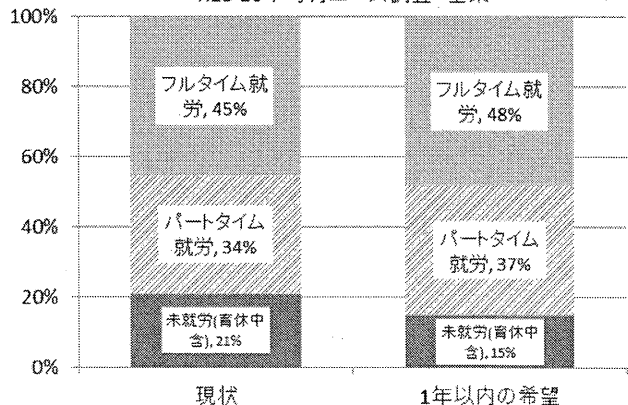


しかし、平成 25 年秋～26 年春に実施した市町村ニーズ調査では、未就学児を持つ未就労の保護者のうち 10%、同じく小学生を持つ保護者では 6%が 1 年以内に就業したいとの調査結果となりました。希望就業先はフルタイムとパートタイムで半々程度となっています。

母親の就労働向：未就学児
H25-26市町村ニーズ調査 全県



母親の就労働向：小学生
H25-26市町村ニーズ調査 全県



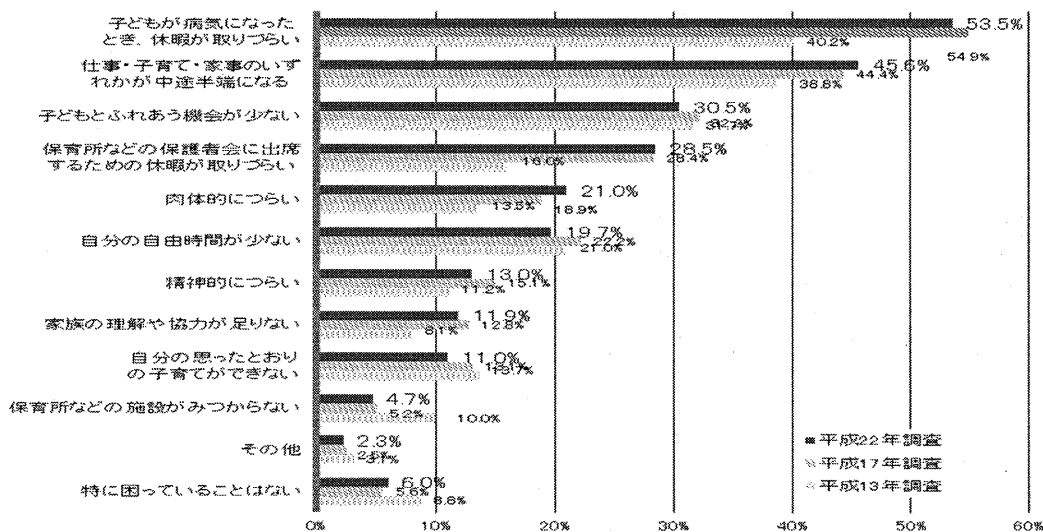
(6) 子育てと仕事の両立

母親が、子育てと仕事の両立に関して困っていることを比較してみると、最も多い困りごとは、「子どもが病気になったとき休暇が取りづらい」ことです。次いで「仕事・子育て・家事のいずれかが中途半端になる」「子どもとふれあう機会が少ない」と続いており、子育ての時間の確保が難しいことが見えます。

また、「肉体的につらい」と「精神的につらい」を合わせると34%で多い方から第3位になり、子育てと仕事の両立に苦心している様子が窺われます。

なお、保育所等の施設が見つからないことで困っている方は5%未満となっています。

仕事を持つ母親が子育てと仕事の両立で困っていること(複数回答)

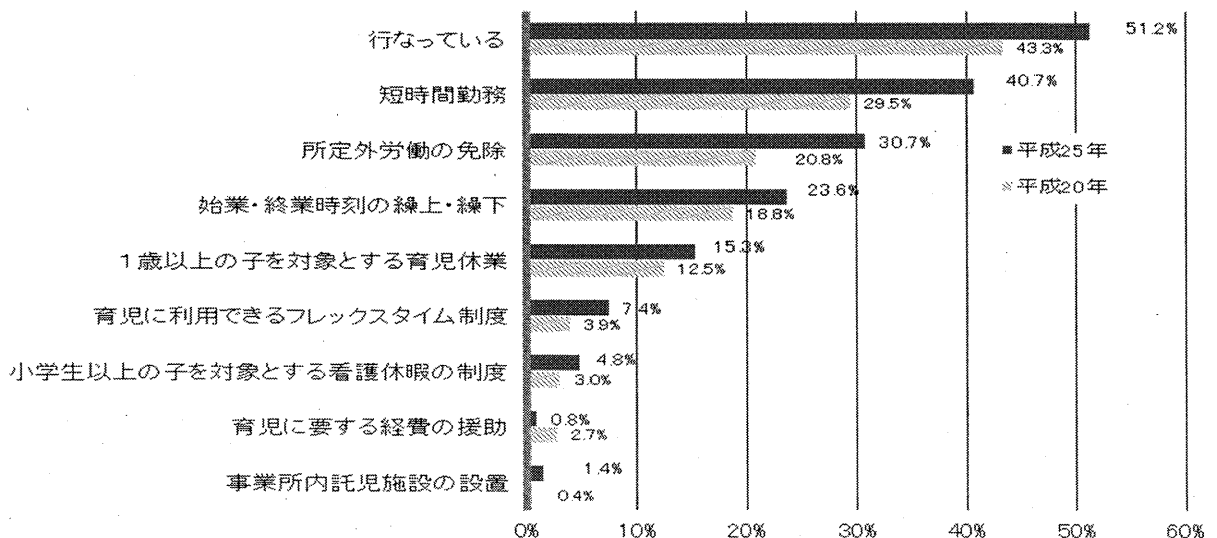


(7) 企業における両立支援制度の状況

事業所における両立支援制度の整備や支援実績の状況について、平成20年と平成25年調査と比較すると「行っている」とする事業者が増加しています。

内容は「短時間勤務」「所定外労働の免除」「始業・終業時刻の繰上・繰下」など勤務時間の調整に関する制度・措置に関する支援が高い割合を占めています。

従業員の子育てと仕事との両立に対する支援の状況(複数回答)

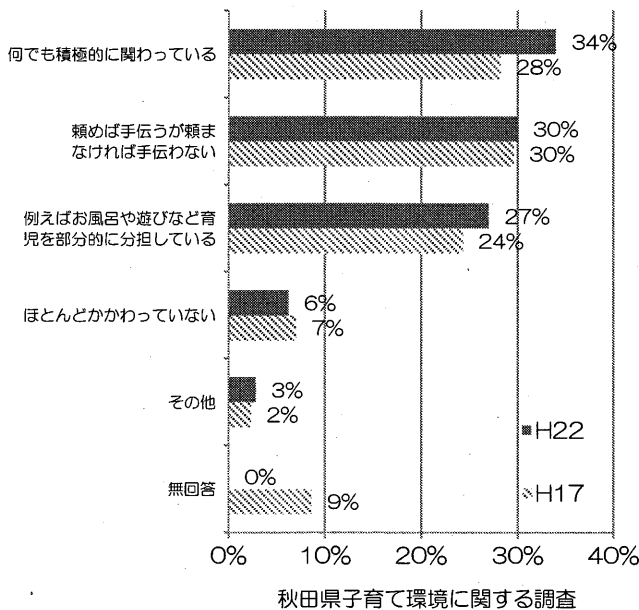


(8) 男性の子育てや育児などへの参加

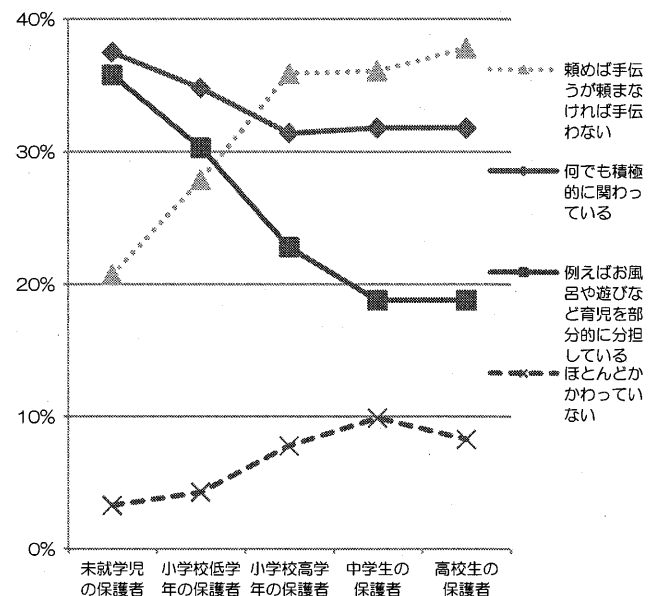
家庭での男性の協力状況は「積極的に関わっている」の率は少しずつ上昇していますが、「頼まなければ手伝わない」の率は横ばいとなっています。

学齢別にみると、参加に積極的な男性は未就学児の保護者で38%と最も高く、学齢が上がるに従い低くなるほか、頼まなければ手伝わない父親は未就学児の保護者で2割と最も低く、学齢が上がるに従い高くなっています。

男性の子育てや家事などへの参加

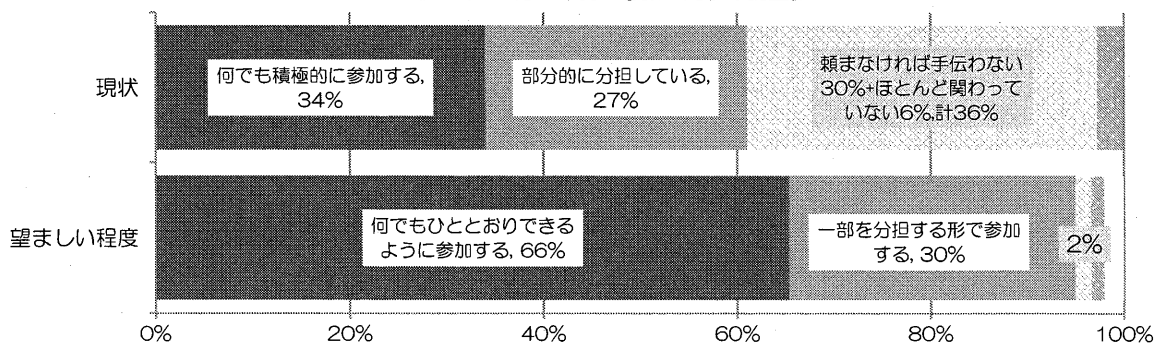


男性の子育てや家事などへの参加(学齢別内訳)
H22子育て環境と意識に関する調査



なお、母親が父親に希望する育児参加の程度は、「何でもひととおりできるように参加する」が66%、「一部を分担する形で参加する」が30%、合わせて96%となっており、父親は現状より更に積極的な育児参加が求められています。

父親の育児参加の現状と望ましい程度
(H22秋田県「子育て環境と意識に関する調査」)



3 子どもの育ちをめぐる状況

(1) 就学前の子どもの状況

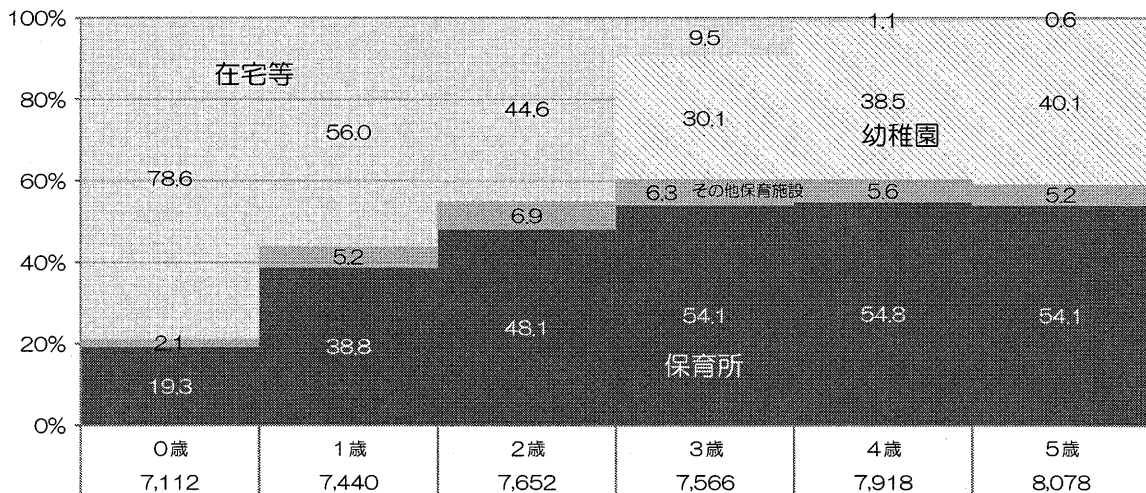
平成 26 年度の在籍状況を年齢別で見ると、幼稚園や保育所等に在籍する児童数は 0 歳では 25% ですが、3 歳を境に急激に増加し、5 歳では 99% とほぼ全入となっています。

平成 21 年度と比較すると、0~2 歳でも保育所等の在籍率が増加しており、H21 に 44% だった 1 歳児の保育所等在籍率は、H26 で 58% に増加しています。

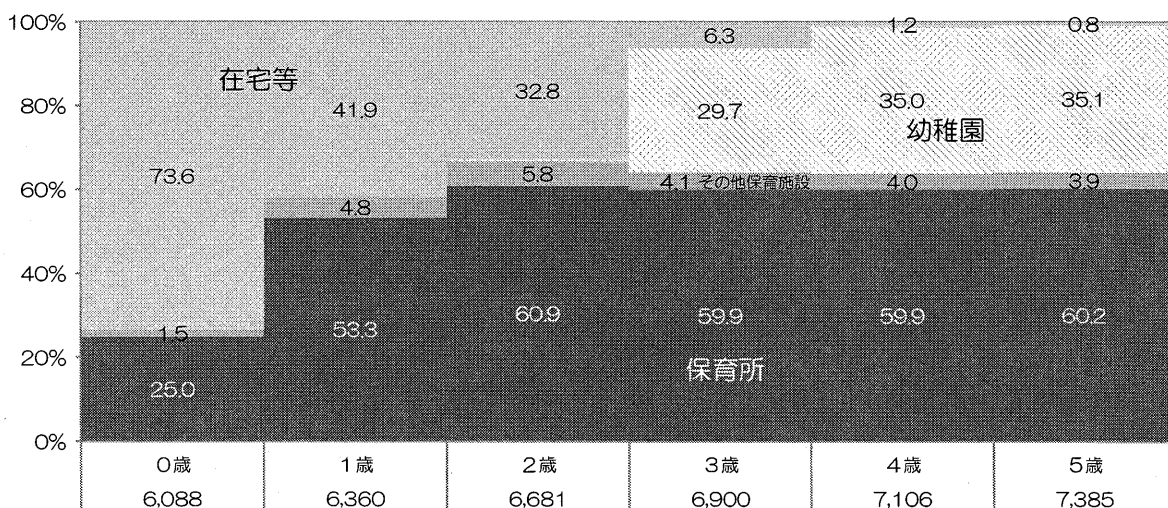
幼稚園と保育所等の構成をみると、5 歳児では、H21 に 59% だった保育所等在籍率は、H26 に 64% に増加している一方、幼稚園の在籍率は H21 に 40% でしたが、H26 は 35% に減少しています。

なお、子ども人口が減少を続けていることから、保育所、幼稚園とも在籍実数は減少しています。

◆平成 21 年度(未就学児 45,766)



◆平成 26 年度(未就学児 40,520)

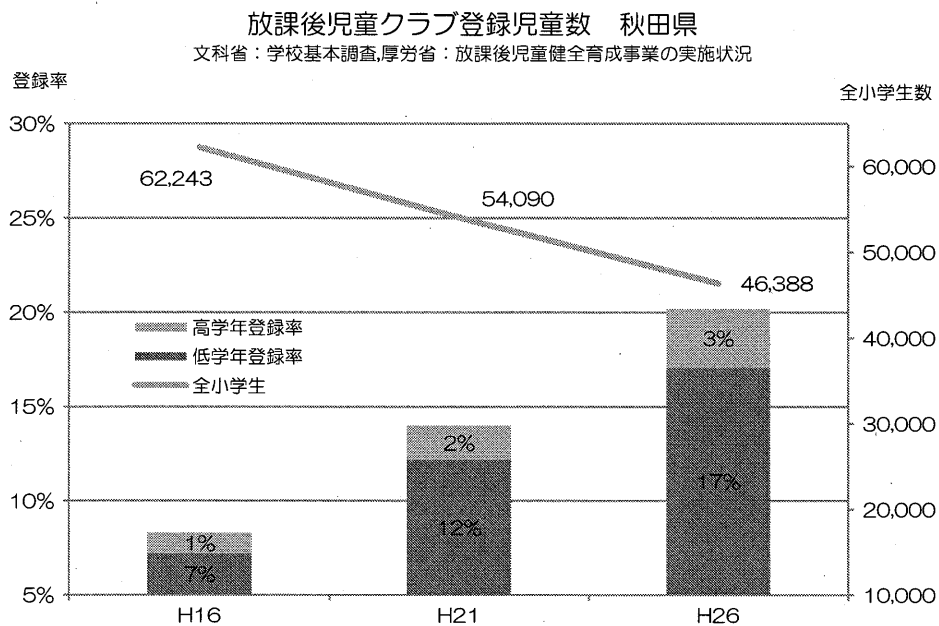


「その他保育施設」はへき地保育所、児童館、事業所内託児所、認可外保育施設の合計

(秋田県幼保推進課調べ)

(2) 就学児の放課後児童クラブの登録状況

秋田県の小学生数はこの10年で3/4に減少しましたが、放課後児童クラブ登録者は8割以上増加し、小学生全体に占める割合はH26で2割を超えるなど、放課後児童クラブへのニーズが高まっています。



Ⅲ 計画の目標と体系

1 子ども・子育て支援にかかる計画の目標

人口減少への関心の高まりをはじめとする最近の子育てをめぐる社会全体の動向を踏まえ、子ども・子育て支援を進めるための計画の目標を次のとおり掲げます。

子ども・子育て支援新制度の本格実施や、地域が一体となって進める様々な取組を通じ、誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目標とします。

2 子ども・子育て支援の実施に関する基本的考え方

目標の実現に向けて2つの政策を掲げ、子ども・子育て支援に取り組みます。

◆政策1 子ども・子育て支援の充実強化

地域の潜在需要を踏まえた幼児教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図ります。

◆政策2 子どもを産み・育てる環境の整備

子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てる環境を整備します。

3 計画の基本指標

これらの政策の実施にあたっては、子育て環境整備等の成果を把握するため、次の指標を掲げます。

「家庭や地域、職場において、子どもを生み育てやすい環境が整っていると思う」と回答した割合

【現状】平成25年度 37.1% → 【目標】平成31年度 45%

(秋田県県民意識調査における「子どもを生み育てやすい環境づくり」の政策に関する質問項目への回答割合)

また、第2期ふるさとあきた元気創造プランにおいて指標として掲げられている、子育て環境整備等の成果を総括的に示す秋田県の「出生数」、子どもを産み、子育てできる環境づくりの充実を示す秋田県の「合計特殊出生率」は次のとおりです。

参考指標	単位	H25実績	H26	H27	H28	H29
出生数	人	6,177	6,100	6,100	6,100	6,100
合計特殊出生率	-	1.35	1.39	1.41	1.43	1.45

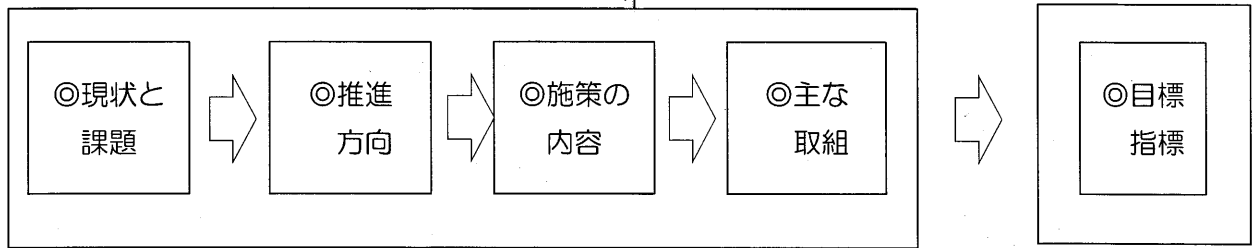
4 計画の全体構成

この計画の全体構成は、次のとおりです。

◎目標
 子ども・子育て支援新制度の本格実施や、地域が一体となって進める様々な取組を通じ、誰もが安心して家庭を築き、子どもを産み育てたいとの希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目標とします。

- | | |
|---|---|
| <p>◆政策1 子ども・子育て支援の充実強化
 地域の潜在需要を踏まえた幼児教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図ります。</p> | <p>◆政策2 子どもを産み・育てる環境の整備
 子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てる環境を整備します。</p> |
|---|---|

- ◎基本施策
- | | |
|--|---|
| <p>1 幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供
 2 地域の子育てサポート体制の整備
 3 子育てと仕事の両立の推進</p> | <p>4 子育て家庭の経済的負担の軽減
 5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保
 6 次の親世代に対する支援の充実強化
 7 心と体の健康の増進
 8 子どもが成長するための教育環境の整備</p> |
|--|---|



- ◎計画の推進体制
- 1 基本姿勢
 - 2 推進体制
 - 3 点検と評価

5 計画の施策体系

◆政策1 の施策体系

基本施策1 幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

- ・施策1-1 幼児教育・保育の計画的な提供
- ・施策1-2 認定こども園の普及
- ・施策1-3 子ども・子育て支援に携わる者の確保と資質向上
- ・施策1-4 市町村区域を超えた広域調整
- ・施策1-5 幼児教育・保育情報の公表

基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備

- ・施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援
- ・施策2-2 支援を要する子どもや家庭のサポート

基本施策3 子育てと仕事の両立の推進

- ・施策3-1 企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり

◆政策2 の施策体系

基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・施策4-1 保育料や福祉医療費の支援の充実
- ・施策4-2 安心して進学できる環境づくり
- ・施策4-3 ゆとりある住宅確保等の支援

基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

- ・施策5-1 子育てを支援する生活環境の整備
- ・施策5-2 子どもの安全を確保するための取組の推進
- ・施策5-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化

- ・施策6-1 結婚や出産、家庭に対する意識の醸成
- ・施策6-2 若者の就職への支援
- ・施策6-3 「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供

基本施策7 心とからだの健康の増進

- ・施策7-1 子どもや母親の健康の確保
- ・施策7-2 子どもの食育の推進
- ・施策7-3 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備

- ・施策8-1 きめ細かな教育の推進
- ・施策8-2 豊かな心と健やかな体の育成
- ・施策8-3 子どもを育む環境の整備

第2部

施策の内容

◆政策1◆ 子ども・子育て支援の充実強化

1 政策1における施策展開

政策1では、県が設定した区域毎に潜在需要を踏まえた幼児教育や保育の円滑な提供を確保するとともに、地域の子育てサポート体制の整備を進めるなど、子ども・子育て支援の充実強化を図ります。

基本施策1 幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供では、子育ての負担や不安、孤立感の高まりを抑制し、子どもの育ちや保護者の子育てを支援するために、幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供を進めます。

基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備では、子育て家庭の多様なニーズに対応する地域の子育て支援の様々な取組を支援します。

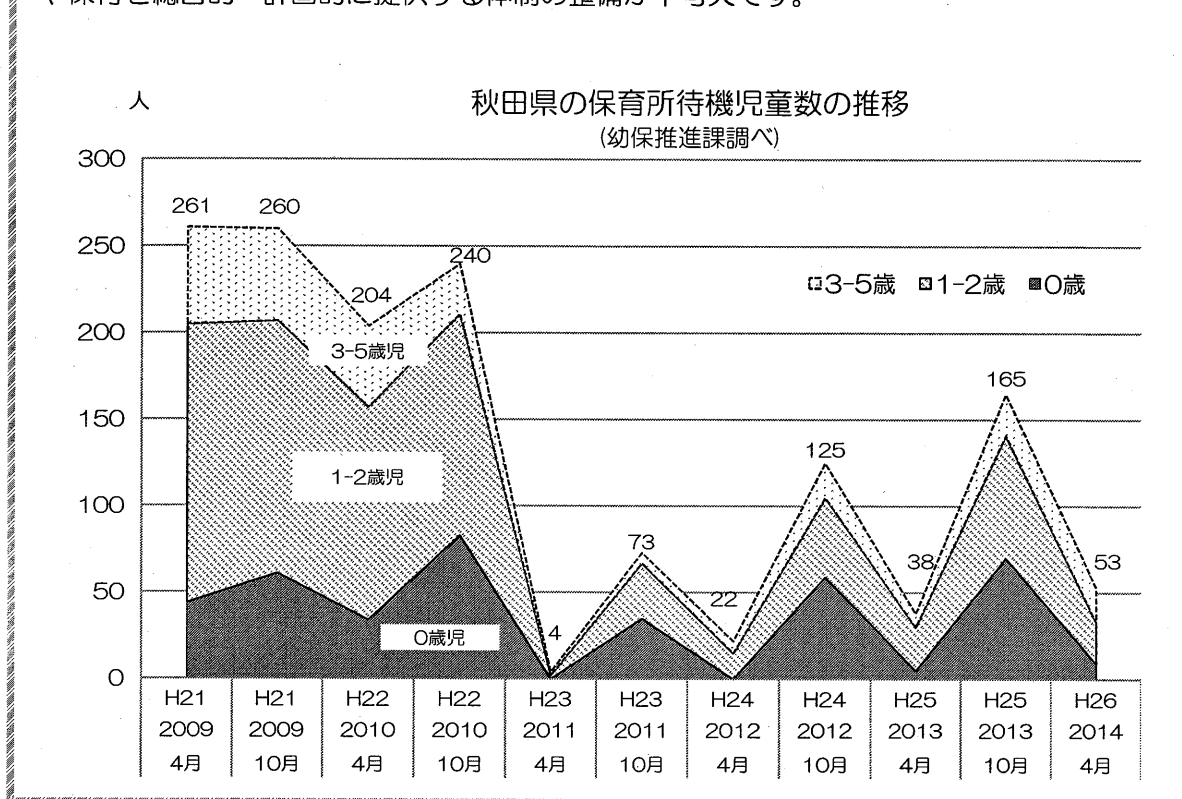
基本施策3 子育てと仕事の両立の推進では、子ども・子育て支援に欠かせない子育てと仕事の両立を推進する取組を進めます。

基本施策1 幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

■現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、厳しい状況が続く雇用環境など、子育て家庭を取り巻く環境の変化により、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

このような状況を踏まえ、子どもの育ちや保護者の子育てを支援するためには、幼児教育や保育を総合的・計画的に提供する体制の整備が不可欠です。



■施策の進め方

県は子ども・子育て支援法に基づき、地域のニーズを踏まえて幼児教育・保育の提供体制を構築する市町村を支援します。

◆基本施策1 幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供

- ・ 施策1-1 幼児教育・保育の計画的な提供
- ・ 施策1-2 認定こども園の普及
- ・ 施策1-3 子ども・子育て支援に携わる者の確保と資質向上
- ・ 施策1-4 市町村区域を超えた広域調整
- ・ 施策1-5 幼児教育・保育情報の公表

1-1 幼児教育・保育の計画的な提供

(1) 幼児教育・保育の需給区域の設定

県は、市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して、教育・保育の量の見込み（以下「量の見込み」という。）並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）を定める単位となる区域を定めます。

県が定める区域（以下「県設定区域」という。）は、隣接市町村間等における広域利用等の実態及び教育・保育施設の認可、認定の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえるとともに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることを基本として定めます。

市町村計画においては、管内全域を教育・保育提供区域としている市町村が多く、自市町村内での量の見込みに対して供給を確保できる計画となっています。また、県内は平成16～18年の市町村合併により広域化が進んだ結果、幼児教育や保育について市町村を跨いだ利用が少なく、個別に市町村間での調整が可能と考えます。

そこで、県設定区域は、市町村計画を踏まえ、県内各市町村を一単位とする25区域とします。

なお、県設定区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域とします。

(2) 幼児教育・保育の計画的な提供

県の計画期間内における各年度の量の見込み及び確保方策については、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を県設定区域ごとに集計したものを基本とし、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣布告児第159号。以下「指針」という。）第3の四の2に規定する区分ごとに定めるものとします。

教育・保育施設の認可、認定に係る需給調整については、指針第3の四の2の(2)の規定によることとし、必要な場合は需給調整を行います。

県設定区域毎の量の見込み及び確保方策については、別表によるところとします。

○担当課 子育て支援課、幼保推進課

1-2 認定こども園の普及

○主な取組

県は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、幼稚園又は保育所等から認定こども園への移行に必要な支援を行うなど、地域の事情に応じた認定こども園の普及に努めます。

○担当課 幼保推進課

1-3 子ども・子育て支援に携わる者の確保と資質向上

○主な取組

県は、市町村子ども・子育て支援事業計画を踏まえ、必要となる保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者や地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保や資質の向上に努めます。

区 分	H26 実績	計画（合計人数）				
		H27	H28	H29	H30	H31
保育教諭		535	534	537	540	535
幼稚園教諭	605	357	328	328	352	327
保育士	4,242	3,597	3,551	3,582	3,511	3,568
（小計）	4,847	4,484	4,413	4,447	4,403	4,430
放課後児童支援員	-	300	300	100	100	100

(1) 保育教諭

幼稚園教諭・保育士資格の併有を促進するための特例制度を活用し、保育教諭の確保に努めます。

(2) 幼稚園教諭

現在提供している教育の質が確保できるよう、幼稚園教諭数の確保に努めます。

(3) 保育士

潜在保育士の掘り起こしや、働く環境の改善を促し、保育士の確保に努めます。

(4) 放課後児童支援員

放課後における児童の健全育成の充実を図るため、放課後児童クラブ支援員の養成を図ります。

(5) 子育て支援員

小規模保育やファミリー・サポート・センター、放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点等の取組をサポートするため、子育て支援員の養成を図ります。

(6) 子育て支援活動団体

地域の子育てサポート体制の充実を図るため、子育て支援グループや育児サークルなど子育て支援活動団体の育成を図ります。

○担当課 子育て支援課、幼保推進課

1-4 市町村区域を超えた広域調整

○主な取組

県は、市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われる場合であって、当該市町村間の調整が整わない場合等必要な場合において、地域の実情に応じて、市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。

○担当課 子育て支援課、幼保推進課

1-5 幼児教育・保育情報の公表

○主な取組

県は、教育・保育を利用し、又は利用しようとする子どもの保護者等が適切かつ円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用する機会を確保するため、教育・保育情報の公表に努めます。

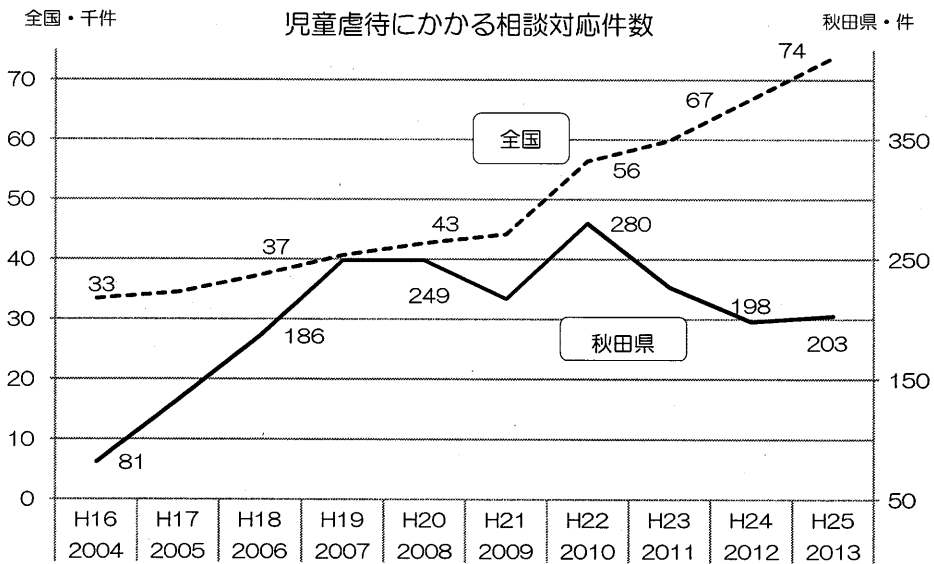
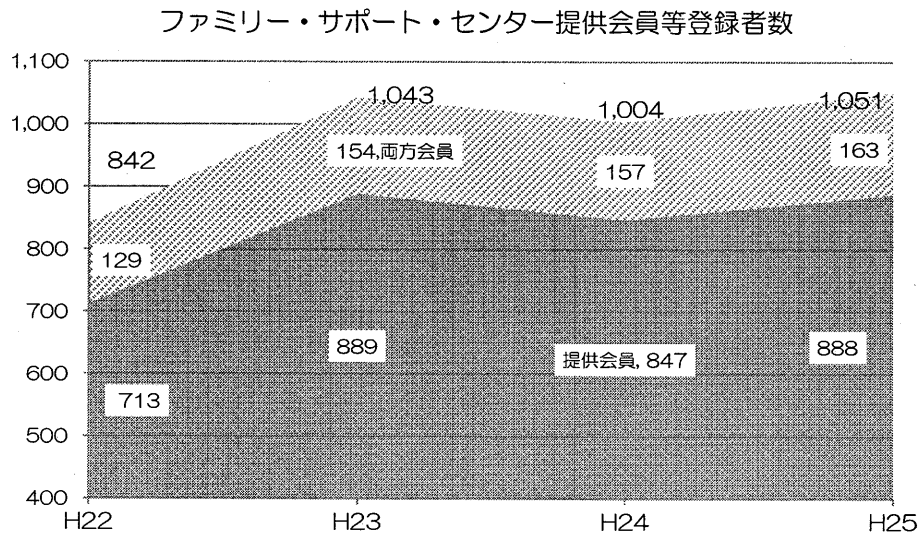
○担当課 幼保推進課

基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備

■現状と課題

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、厳しい社会経済状況などにより、家庭の養育力や地域の子育てサポート力の低下が指摘されています。

このため、社会全体で子育てを支えていく取組を進め、地域の子育て力を高める必要があります。



■施策の進め方

子育て家庭の多様なニーズに対応するため、地域子育て支援拠点や一時預かりなど地域で子どもや子育てに関わる様々な取組を支援します。

また、児童虐待やDVの防止対策を進めるほか、障害のある子どもやひとり親家庭など支援を要する子どもや家庭のサポートにより社会的養護体制の充実を図ります。

◆基本施策2 地域の子育てサポート体制の整備

- ・施策2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援
- ・施策2-2 支援を要する子どもや家庭のサポート

2-1 地域子ども・子育て支援事業の支援

市町村による地域子ども・子育て支援事業の実施を支援し、子育て支援の充実を図ります。なお、市町村が実施する事業の概要は次のとおりです。

(1) 利用者支援事業

地域の子育て家庭が適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、子どもやその保護者の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供したり、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発など地域の連携を進めます。

(2) 時間外保育

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を行います。

(3) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

実施にあたっては、市町村による「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を円滑に進めるため、放課後児童クラブ・放課後子供教室に従事する者の確保と質の向上を図るとともに、教育委員会と福祉部局との連携を図ります。

(4) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行います（短期入所生活援助事業）

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行います。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

(7) 子供を守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

(8) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

(9) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。

①幼稚園にける在園児を対象とした一時預かり(預かり保育)

②一時預かり

(10) 病児保育

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行うほか、ファミリー・サポート・センターでは専門の研修を受けた協力会員が一時的に保育等を行います。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

(12) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営の促進を図ります。

○担当課 子育て支援課、健康推進課、幼保推進課

2-2 支援を要する子どもや家庭のサポート

児童虐待やDVの防止対策を推進するとともに、障害のある子どもの支援やひとり親の自立支援を進めるほか、子どもの権利を擁護する体制の強化を図ります。

(1) 児童虐待やDVの防止

子どもの健やかな育ちを阻害する児童虐待や、重大な人権侵害であるDVについて、その防止対策を地域全体で推進します。

【主な取組】

- ・関係機関の連携や研修など虐待対応への推進や虐待防止のための啓発
- ・市町村広報や街頭キャンペーンを活用したDV防止の啓発

○担当課 子育て支援課

(2) 障害のある子どもへの支援の充実

障害のある子どもやその家庭への経済的支援や通園による訓練、適切な教育や医療費助成を行うほか、一時的な保護等の支援を行います。

【主な取組】

- ・障害者の地域生活を支える人材育成や相談体制の整備など、地域生活支援体制の強化
- ・特別支援教育セミナーによる実践的研修の実施

○担当課 障害福祉課、健康推進課、特別支援教育課

(3) ひとり親家庭の自立支援の充実

安心して子育てと仕事の両立ができるよう子育て・生活支援策の充実を図るとともに、安定的な収入を得て自立した生活ができるよう、就業支援を推進します。

【主な取組】

- ・子育て・生活支援のための相談体制の充実
- ・ひとり親家庭就業・自立支援センターによる就業支援の推進

○担当課 子育て支援課

(4) 社会的養護体制の充実と子どもの権利擁護の強化

虐待を受けた子ども等、家庭での養育に欠ける子が地域で元気に暮らしていくために、可能な限り家庭的な環境のもとで愛着関係を形成しつつ養護を行うことが重要であることから、里親制度の推進を図るとともに、社会的養護を担う児童福祉施設の運営や整備についても引き続き支援します。

また、子どもの成長に応じて意見を尊重され、健全に自立していくことができるよう、子どもの権利擁護委員会の開催により、子どもの権利擁護の強化を図ります。

【主な取組】

- ・里親制度の普及・啓発
- ・子どもの権利擁護委員会の開催等による子どもの権利に関する啓発や権利侵害の救済

○担当課 子育て支援課

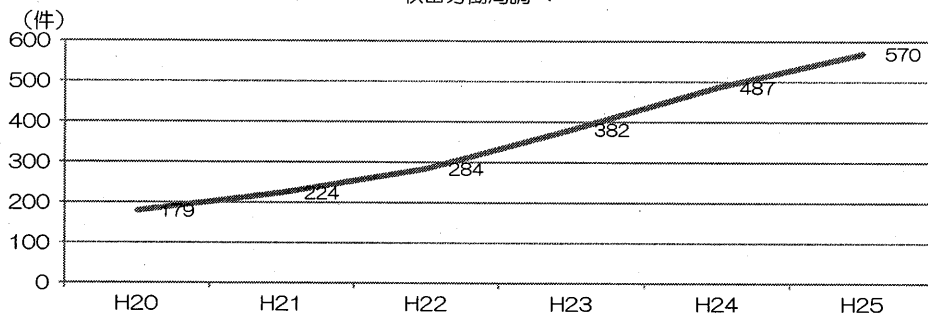
基本施策3 子育てと仕事の両立の推進

■現状と課題

子ども・子育て支援のためには、仕事と育児・家庭を十分に両立していくことができる環境づくりに向けた企業等の取組を推進する必要があります。

また、男女が共に家庭や地域社会における責任を果たしながら働き続けることができるよう、企業における仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実践的取組を促進する必要があります。

一般事業主行動計画策定件数(従業員100人以下の事業所等)
秋田労働局調べ



■施策の進め方

仕事と育児・家庭の両立支援に対する企業等の理解と関心が高まるようきめ細やかな働きかけを行うほか、両立支援に積極的に取り組む企業へのサポートを強化します。また、男性の育児参加を促進するため、育児休業等を取得しやすい環境づくりを進めます。

◆基本施策3 子育てと仕事の両立の推進

- ・施策3-1 企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり

3-1 企業による仕事と子育てを両立できる環境づくり

商工団体等との連携や個別訪問などにより、企業経営者や管理者、従業員に対し、きめ細やかな働きかけを行うとともに、両立支援に積極的に取り組む企業へのアドバイザー派遣などによるサポートを強化するほか、積極的な取組事例の広報に努めます。

また、男性の育児参加促進に向けて、意識啓発に向けた普及啓発等を推進します。

【主な取組】

- ・商工団体等との連携による企業への働きかけ
- ・アドバイザーの派遣等による一般事業主行動計画の策定支援
- ・男性従業員が育児のための休暇等を取得しやすい職場環境づくりの支援

○担当課 少子化対策局、男女共同参画課

◆政策2◆ 子どもを産み・育てる環境の整備

1 政策2における施策展開

政策2では、子育て家庭への経済的支援や次の親世代に対する支援の強化など、結婚、妊娠、出産、育児への切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み・育てる環境を整備します。

基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減では、子育て家庭は保育料や医療費など子育てにかかる経済的負担が大きいことから、その負担の軽減を図ります。

基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保では、生活環境の整備や子どもの安全対策、犯罪被害からの安全確保対策を進めることにより、子育て支援を図ります。

基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化では、結婚や出産、若者の就業支援など次の親世代が家庭をかたち作るための支援の充実強化を図ります。

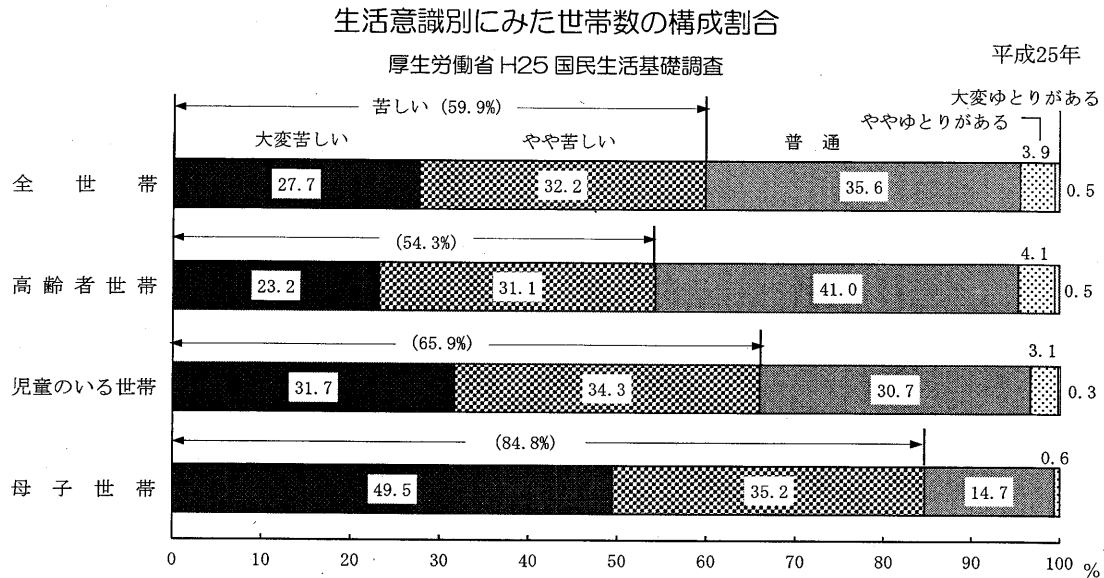
基本施策7 心と体の健康の増進では、子どもが健やかに生まれ育つために、母子等や若者の心と体の健康の増進を図ります。

基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備では、家庭や地域等との連携を図りながら、小中高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を確実に育みます。

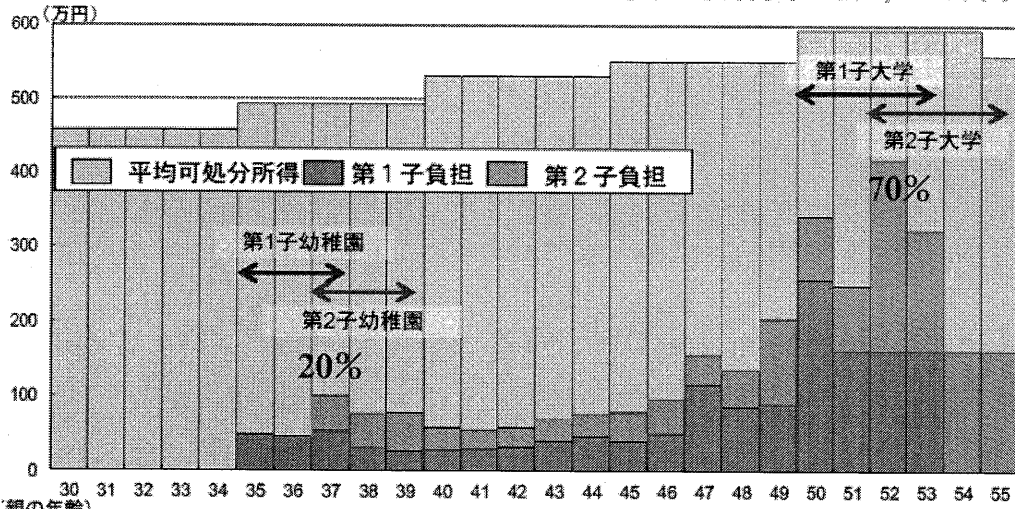
基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

■現状と課題

子育て家庭は保育料や医療費、学費など子育てにかかる経済的負担が大きいことから、子育てできる環境の充実強化を図るためには、その負担を軽減する必要があります。



◆子供2人を大学まで卒業させるために必要な教育費 約2,600万円



※31歳で第1子、33歳で第2子を出産と想定。小中学校は公立、それ以外は私立の場合。
出典：文部科学省「平成24年度子どもの学習費調査」（2014年）、日本政策金融公庫「教育費負担の実態調査結果（平成24年度）」、総務省統計局「平成24年度家計調査年報」（2013年）

（首相官邸 H26.9.17教育再生会議配付資料「今後の検討課題に関する参考資料」）

■施策の進め方

全国トップクラスの福祉医療費・保育料助成等による子育て家庭の経済的支援を継続して実施します。

◆基本施策4 子育て家庭の経済的負担の軽減

- ・施策4-1 保育料や福祉医療費の支援の充実
- ・施策4-2 安心して進学できる環境づくり
- ・施策4-3 ゆとりある住宅確保等の支援

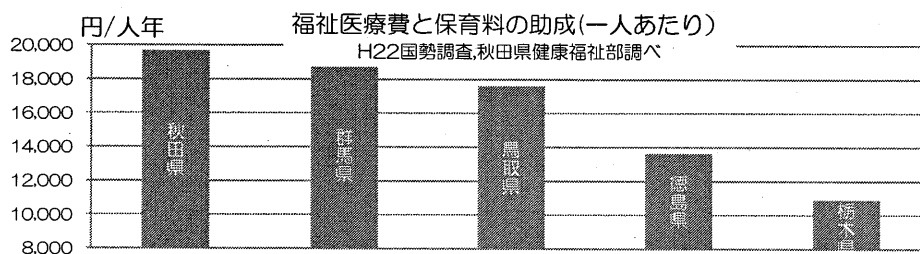
4-1 保育料や福祉医療費の支援の充実

小学生以下の児童に対する医療費の支援や未就学児に対する保育料等の支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ・未就学児に対する保育料の支援
- ・小学生以下の児童に対する医療費の支援
- ・児童手当による経済的支援

○担当課 長寿社会課、子育て支援課



4-2 安心して進学できる環境づくり

高校生や大学進学者等への奨学金の貸与を行うほか、高校等の授業料負担の軽減を図るため保護者の収入に応じて就学支援金を支給するとともに、高校生等のいる低所得世帯に対し、授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金を支給し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

【主な取組】

- ・高校生や大学進学者等に対する奨学金の貸与
- ・高校生への就学支援の拡充

○担当課 教育庁総務課、高校教育課

4-3 ゆとりある住宅確保等の支援

経済的基盤の弱い若い世代が、安心して家庭を持ち、子育てができるよう、住宅の取得等に支援します。また、公営住宅等への子育て世帯等の入居を支援します。

【主な取組】

- ・子育て世帯等が入居しやすい公営住宅優遇入居制度の継続
- ・住宅取得等にかかる支援
- ・県分譲住宅地の減額譲渡による土地取得への支援

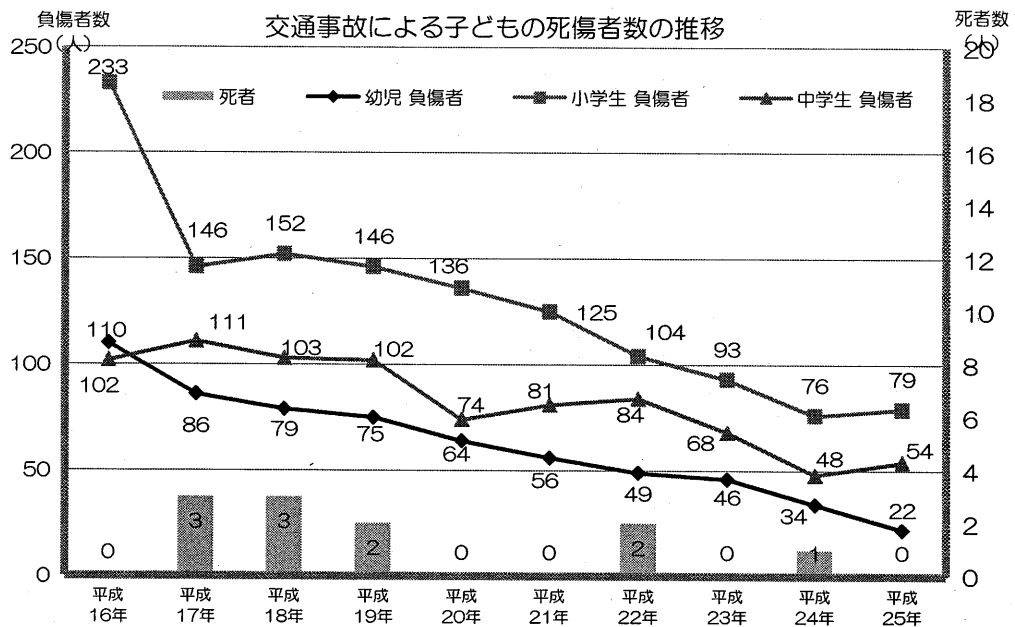
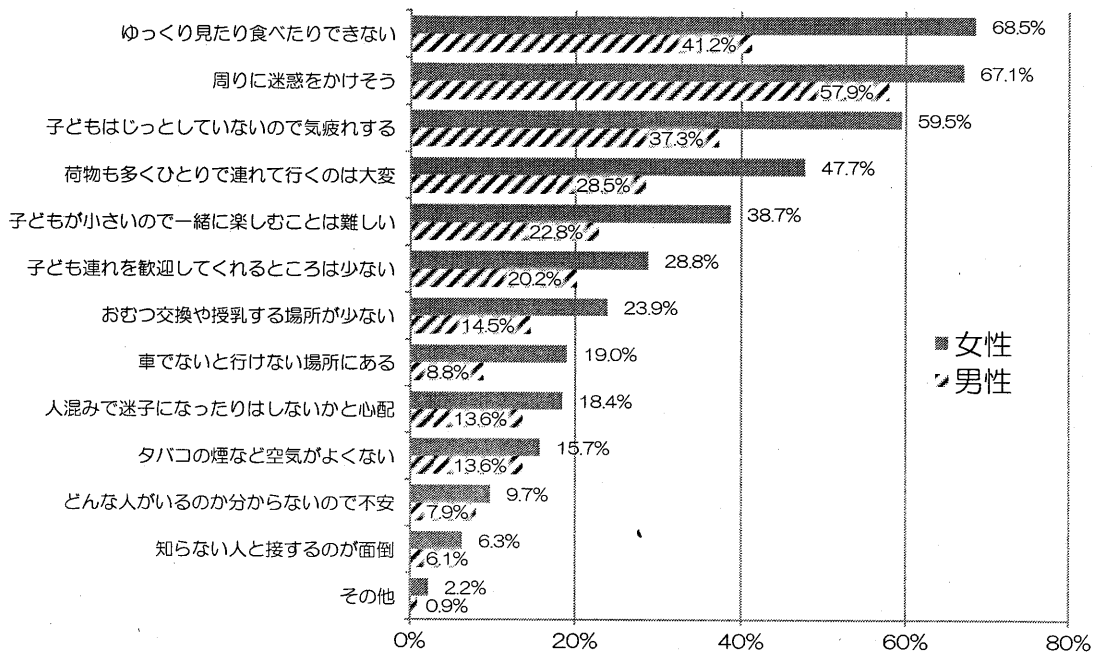
○担当課 建築住宅課

基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

■現状と課題

安心して子育てを行うためには、道路や公園、交通施設、公共施設等が子育てに配慮されたものである必要があります。また、将来を担う子どもが事故や犯罪に巻き込まれないような対策が必要です。

妊娠中・3歳未満の子どもを持つ母親や父親が行きたいところに行けない理由
子ども未来財団2011.1「子育て中の親の外出等に関するアンケート調査」



■施策の進め方

子育て家庭が生活しやすい安心して外出できる環境の整備を進めます。
また、子どもの交通安全を確保するための活動や環境整備を進めるとともに、犯罪被害防止対策や被害者への支援を行います。

◆基本施策5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保

- ・施策5-1 ゆとりある住宅の確保や外出しやすい環境の整備
- ・施策5-2 子どもの安全を確保するための取組の推進
- ・施策5-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

5-1 子育てを支援する生活環境の整備

都市公園の整備、バリアフリーやこどものえきの普及、あきた子育てふれあいカードの取組などを推進するとともに、子育て情報を発信し、子育て家庭が生活しやすい環境の整備を進めます。

【主な取組】

- ・散策やレクリエーション活動など、多くの県民が利用する都市公園の整備
- ・子育て家庭と協賛店のふれあいを通じて、地域全体で子育て家庭を応援する秋田子育てふれあいカードの取組推進
- ・安全で快適なバリアフリー社会の実現

○担当課：福祉政策課、子育て支援課、都市計画課

5-2 子どもの安全を確保するための取組の推進

子どもを事故や災害から守るため、交通安全教育や交通安全運動、防災訓練等様々な啓発活動を通じて取り組むとともに、安全な道路交通環境の整備や地域全体で学校安全に取り組む体制の整備を進めます。

【主な取組】

- ・地域全体で学校安全に取り組む体制の整備
- ・家庭、地域、学校等における交通安全教育の推進
- ・通学路を中心とした歩道の整備促進

○担当課：県民生活課、道路課、都市計画課、保健体育課、県警交通企画課、県警交通規制課

5-3 犯罪被害防止対策や被害者への支援

子どもを犯罪等の被害から守るため、自主防犯活動実施団体等の支援、関係機関との連携強化、相談体制の整備を進めるとともに、被害に遭った子どもの保護や立ち直りを支援するための連携体制を構築します。

【主な取組】

- ・地域と連携した防犯体制の整備
- ・犯罪被害者等の支援

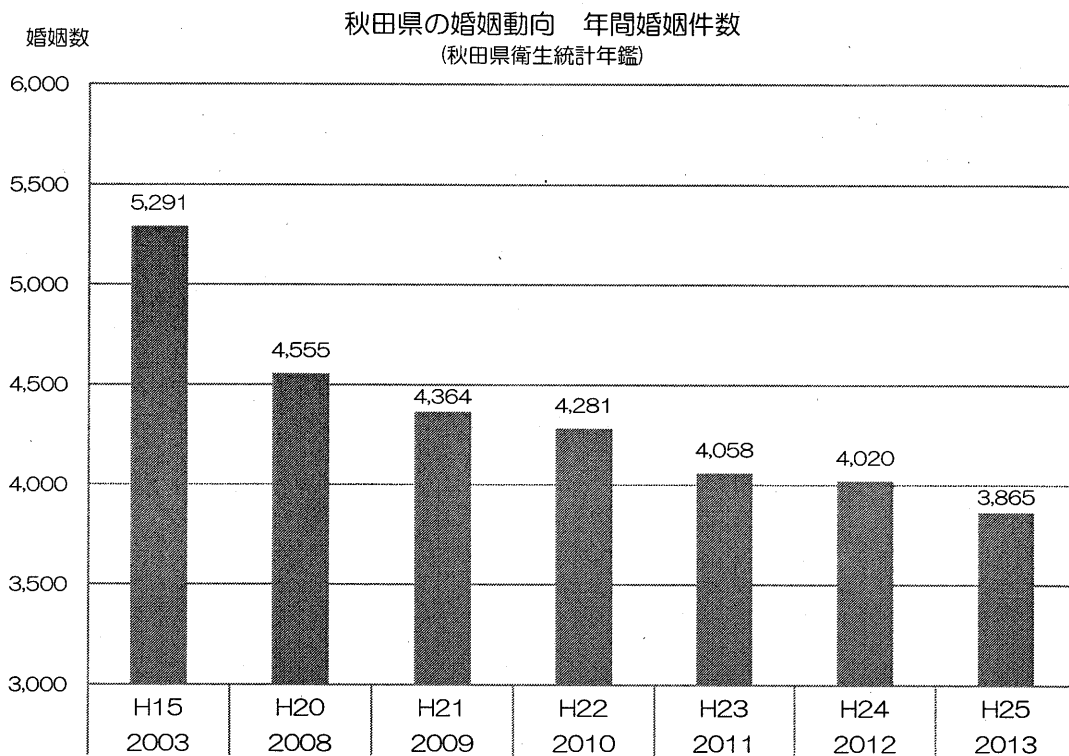
○担当課 県民生活課、保健体育課、県警生活安全企画課、県警少年課、県警警務課

基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化

■現状と課題

若年世代の県外流出や未婚化・晩婚化などに伴う出生数の減少が進み、人口減少社会が現実のものとなっています。

人口減少を抑制していくためには、次代の親が結婚や出産、家庭をかたち作ることができるよう支援が必要です。



■施策の進め方

次の親世代となる高校生から社会人までを対象に、結婚や出産、家庭に対する意識の醸成を図るとともに、結婚を希望する独身男女に様々な出会いの機会を提供します。

また、次の親世代となる若者が、自立して家庭を持てるようになるため、就業支援の充実を図ります。

◆基本施策6 次の親世代に対する支援の充実強化

- ・施策6-1 結婚や出産、家庭に対する意識の醸成
- ・施策6-2 若者の就職への支援
- ・施策6-3 「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供

6-1 結婚や出産、家庭に対する意識の醸成

学び考える機会の充実を図るとともに、ポジティブイメージの醸成に向けた多様な情報発信を行います。

【主な取組】

- ・高校の授業等における副読本の活用促進
- ・ライフデザインセミナー等の開催
- ・各種ウェブサイトにおける情報提供の充実

○担当課 少子化対策局

6-2 若者の就職への支援

次の親世代となる若者の就職を支援するため、高校生へのキャリア教育を進めるとともに若年求職者を対象とする合同就職面接会の開催や県内企業の就職情報の提供、職業訓練の実施など支援を行うほか、Aターン就職支援機能の充実を図ります。

【主な取組】

- ・地場産業を活用した職場体験活動や地域の伝統を受け継ぐ体験学習等の取組の促進
- ・合同就職面接会等のマッチング機会の確保や秋田県就活情報サイト等からの情報発信
- ・フロンティア育成研修など新規就農者支援対策の充実・強化

○担当課 農林政策課、雇用労働政策課、高校教育課

6-3 「あきた結婚支援センター」による出会いの機会の提供

あきた結婚支援センターによるマッチング事業の充実や出会いにつながる多様なイベントの開催を支援するほか、地域における出会い・結婚支援活動の促進を図ります。

【主な取組】

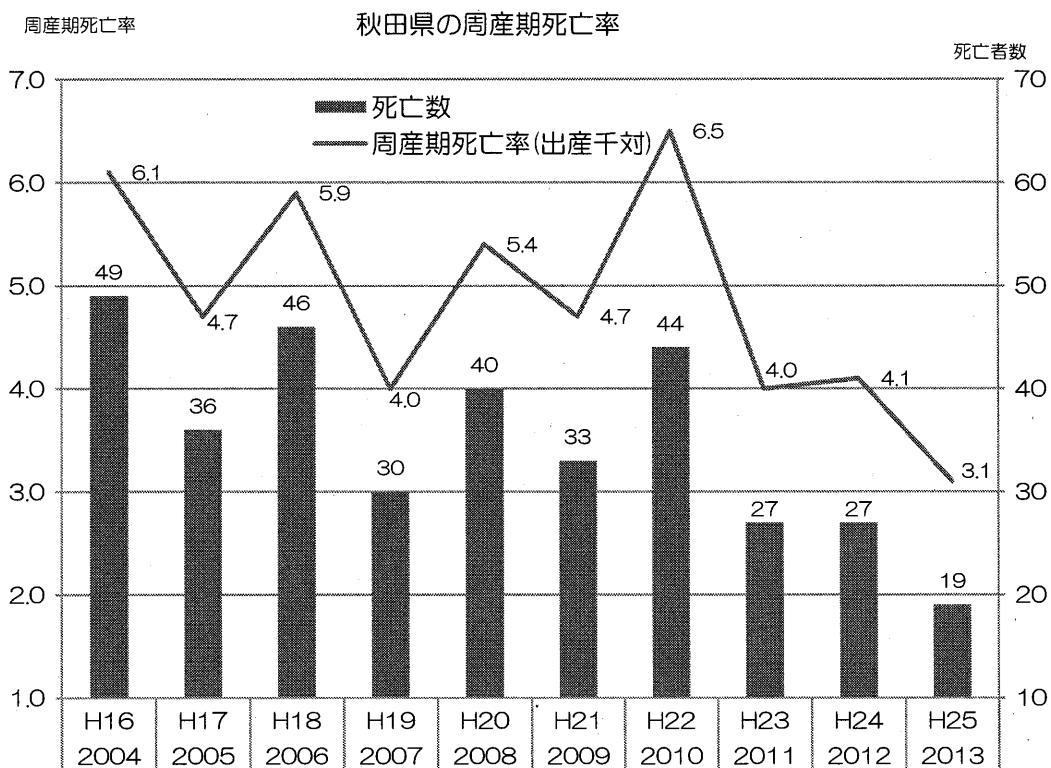
- ・センター職員のスキルアップと会員へのきめ細やかな対応
- ・すこやかあきた出会い応援隊が実施するイベント情報の発信
- ・結婚サポーター等の支援者と市町村との連携の強化

○担当課 少子化対策局

基本施策7 心とからだの健康の増進

■現状と課題

子どもが健やかに生まれ育つためには、妊産婦や乳幼児の保健施策、食育や心と体の健全育成の充実が必要です。



■施策の進め方

母子保健の推進主体となる市町村の取組を支援するとともに、周産期医療体制の整備を進めます。また、食育推進を図るとともに、子どもの育ちと青少年の健全育成を支援します。

◆基本施策7 心と体の健康の増進

- ・施策7-1 子どもや母親の健康の確保
- ・施策7-2 子どもの食育の推進
- ・施策7-3 子どもの心の育ちと青少年の健全育成

7-1 子どもや母親の健康の確保

母親が安心して妊娠・出産できるように、また、子どもが安全に生まれ健やかに育つことができるように、周産期医療体制の整備を進めるとともに、妊産婦や乳幼児に対する健康診査や保健指導、検査・相談及びこれらに対する支援体制の充実を図ります。

また、不妊に対する支援や小児医療体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要した治療費に対する支援
- ・ 「女性健康支援センター」や「不妊とこころの相談センター」による電話等での相談対応
- ・ 24時間受入可能な周産期医療体制の構築支援

○担当課 健康推進課、医務薬事課

7-2 子どもの食育の推進

子どもが主体的に健康づくりに取り組み、生き生きとした生活を送るためには、発達段階に応じた食育の推進が重要であることから、食育体験への普及啓発活動や指導を行うほか、教育や保育の現場でも給食をはじめとした食育の推進に取り組みます。

【主な取組】

- ・ 学校・家庭・地域が連携した食育の推進
- ・ 食物アレルギーに関する講習会の開催
- ・ みんなで創ろう「食の国あきた」の推進

○担当課 健康推進課、農業経済課、保健体育課

7-3 子ども心の育ちと青少年の健全育成

思春期の心の育ちのサポートや、ひきこもりや不登校、いじめ問題への対応や非行防止の取組等を通じて、青少年の健全な育成を図るほか、若者の自立や主体的な活動を促進します。

【主な取組】

- ・ 青少年健全育成にかかる啓発
- ・ こころの悩みやひきこもり等に関する相談対応
- ・ 若者の自立支援に関するセミナー等の実施
- ・ 同世代のピアカウンセラーによる健康教育の実施

○担当課 総合政策課、障害福祉課、子育て支援課、健康推進課、男女共同参画課、義務教育課、保健体育課、県警少年課

基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備

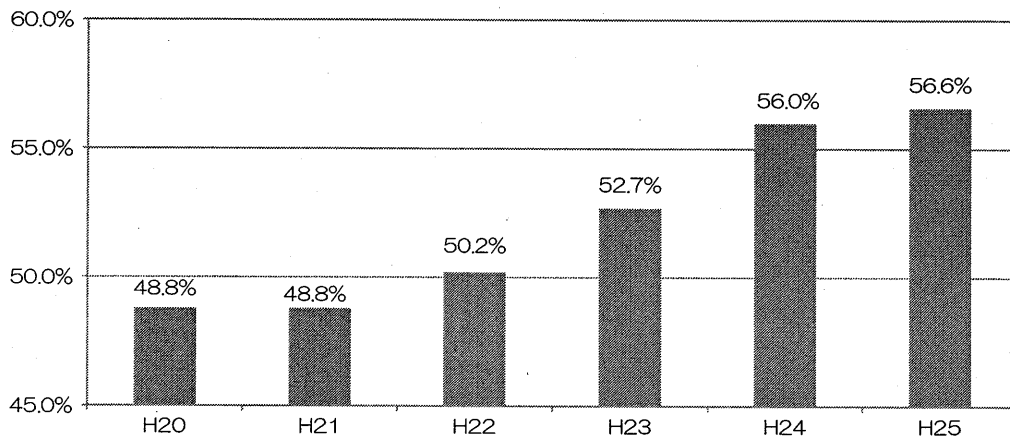
■現状と課題

子どもを取り巻く社会環境の変化が著しい中、小中学生の安定した高い学力を維持しておりますが、更に高等学校においても学力の維持・向上が求められます。

また、子どもが成長するために、ルールを守り、思いやりの心を持って行動できる豊かな人間性を育むとともに、基礎となる体力の向上を図る必要があります。

あわせて、学校と家庭、地域が連携・協力し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整える必要があります。

秋田県小学校区数における放課後子ども教室実施率
秋田県生涯学習課調べ



■施策の進め方

家庭や地域等との連携を図りながら、小・中・高の教育活動を通じて、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育成し、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を確実に育みます。

◆基本施策8 子どもが成長するための教育環境の整備

- ・施策8-1 きめ細かな教育の推進
- ・施策8-2 豊かな心と健やかな体の育成
- ・施策8-3 子どもを育む環境の整備

8-1 きめ細かな教育の推進

秋田の将来を支える児童生徒の確かな学力を育成するため、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。

【主な取組】

- ・ 検証改善委員会による全国学力・学習状況調査の結果分析と県独自の学習状況調査の実施と活用
- ・ 小・中連携による校種間の円滑な接続
- ・ 組織的な授業改善と地域の高校間連携による生徒の学力向上を図る取組の推進

○担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、福祉政策課

8-2 豊かな心と健やかな体の育成

規範意識や自他を尊重する心や公共の精神を身につけさせるため、ルールを守り、思いやりの心を持って行動できる豊かな人間性を育むほか、いじめを見逃さない環境を作ります。

また、生涯にわたり健康的な生活が実現されるよう、基礎となる体力の向上や子どもの頃からの望ましい生活習慣の確立を図ります。

【主な取組】

- ・ 道徳の時間を要とした教育活動全体における道徳教育の推進体制の確立への支援
- ・ 生徒指導における小・中・高連携による校種間の円滑な接続
- ・ 少年自然の家等における長期宿泊体験活動の推進
- ・ 学校体育の充実に向けた取組の強化

○担当課 義務教育課、保健体育課

8-3 子どもを育む環境の整備

学校や家庭を取り巻く教育環境を整え、児童生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に繋げるため、学校と家庭・地域が連携協力し、地域ぐるみで子どもを育む体制を整備します。

【主な取組】

- ・ 学校地域支援本部、放課後子ども教室等の設置促進や運営支援
- ・ 家庭教育に関する啓発活動の充実や保護者向け教育啓発メールの配信
- ・ スマートフォン等の安全・安心なインターネット利用環境づくりを推進する地域サポーターの養成及び活用

○担当課 生涯学習課

◆計画の目標指標

基本施策	目標指標		単 位	現状 (H25)	目標 (H31)	進捗管理 担当課
1 幼児教育・保育、子育て支援の総合的・計画的な提供	1	保育教諭就業者数	人			幼保推進課
	2	幼稚園教諭就業者数	人			幼保推進課
	3	保育士の就業者数	人			幼保推進課
	4	認定こども園の認定件数	件	37		幼保推進課
2 地域の子育てサポート体制の整備	5	ファミリー・サポート・センターの提供会員登録者数	人	1,051		子育て支援課
	6	放課後児童クラブ設置率	%	75.7		子育て支援課
	7	児童虐待による死亡または重大な後遺症を残す事例	件	0		子育て支援課
	8	里親委託率	%	6.6		子育て支援課
	9	母子家庭の母の就職率	%	84.9		子育て支援課
	10	障害児通所支援等の利用者	人	658		障害福祉課
3 子育てと仕事の両立の推進	11	従業員数100人以下の企業における一般事業主行動計画策定件数(累計)	件	570		少子化対策局
4 子育て家庭の経済的負担の軽減	12	県民意識調査「子育て家庭への経済的な支援」での「十分である,概ね十分である,ふつう」の20-50代の加重平均(モニタリング指標)	%	39		子育て支援課
5 子育てを支援する生活環境の整備や子どもの安全の確保	13	県民一人あたり都市公園面積	m/人	19.1		都市計画課
	14	歩道整備率	%	38.9		道路課
	15	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合(公立幼・小・中・高・特別支援)	%	37.0		保健体育課
6 次代の親に対する支援の充実強化	16	婚姻数	件	3,865		少子化対策局
	17	あきた結婚支援センターへの成婚報告者数	人	398		少子化対策局
	18	結婚サポーター登録者数	人	213		少子化対策局
	19	高校生の県内就職率	%	61.1		高校教育課
7 心と体の健康の増進	20	周産期死亡率(出産千対)		3.1		医務薬事課
	21	地場産農産物の学校給食利用率	%	37.2		保健体育課
	22	いじめ認知件数(千人あたり)	人	11.5		義務教育課
8 子どもが成長するための教育環境の整備	23	基礎学力向上のための指数(「学習状況調査」における通過割合)	%	75		義務教育課
	24	新体力テストにおける小中高の偏差値の平均		51.4		保健体育課
	25	中学校区における学校地域支援本部や放課後子ども教室等の実施率	%	90.6		生涯学習課

第3部

計画の達成状況 の点検と評価

◆1 基本姿勢

・一体となった施策の展開

県は、子ども・子育て支援の実施主体となる市町村を支援するため、教育部門と一般行政部門とが密接な連携を図るとともに、家庭や地域、企業なども連携し、県民とともに一体となって広がりのある施策の展開を図ります。

・具体的な状況の説明

計画の進捗度を具体的に示すため、目標指標や事業の実施状況について、定期的に公表するほか、県民の意見を聞く機会を設け、具体的施策への反映に努めます。

◆2 推進体制

・秋田県版子ども・子育て会議

秋田県社会福祉審議会児童福祉専門分科会子ども・子育て部会は、子ども・子育て支援法第77条第4項に基づく秋田県版子ども・子育て会議として、子育てに関する計画の推進のため調査審議を行います。

・市町村

県は、子ども・子育て支援事業計画や次世代育成支援行動計画との連携、調整を図り、子ども・子育て支援の取組を進める市町村を支えます。

◆3 点検と評価

・子ども・子育て支援事業支援計画に基づく施策の実施状況について点検、評価し、必要に応じて改善に取り組むとともに、その状況を公表します。

・計画の目標指標について、その状況を把握し、毎年度の公表を行います。

・県民ニーズの把握に努め、施策への反映を図ります。